

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年11月22日提出
【計算期間】	第12期(自 平成24年8月30日至 平成25年8月29日)
【ファンド名】	マイストーリー・株 2 5 マイストーリー・株 5 0 マイストーリー・株 7 5 マイストーリー・株 1 0 0 マイストーリー・日本株 1 0 0
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O 兼執行役会長兼社長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

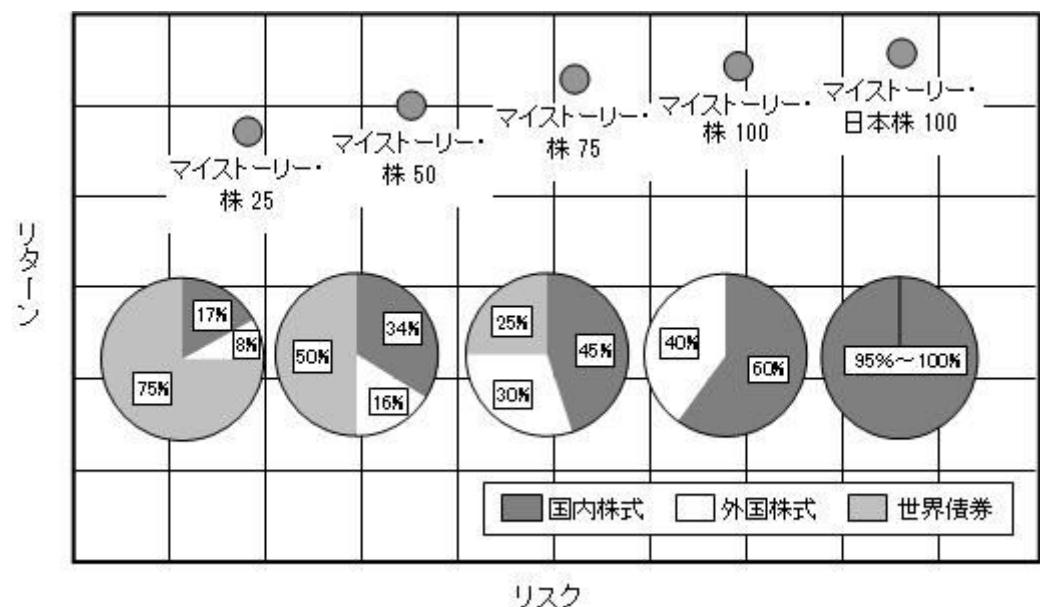
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[1]「マイストーリー」は、投資家のリスク選好度の違いやライフ・スタイルの変化に対応できるよう、リスク水準が異なると考えられる5本のファンドから構成されています。

マイストーリーでは、5つのリスク水準の異なる資産配分タイプが用意されており、投資者は自らの投資期間やリスク許容度等に応じて、各ファンド（各コース）を選択できます。また、将来ライフ・ステージの変化などで負担できるリスク度合いに変化が生じた場合、マイストーリーを構成する各ファンド間でスイッチング（乗換え）を行なうことで、リスク度合いを選び直すことも可能です。



図中のリスク・リターンの関係を表す点(印)は、一般的なリスクとリターンのトレード・オフ関係(リスクの低いポートフォリオの場合は高いリターンは期待できない、逆に期待リターンが高いポートフォリオは、リスクも高い、いわゆる低リスク・低リターン、高リスク・高リターンという概念)を示したイメージ図です。マイ

ストーリーを構成する各ファンド間のリターンやリスクの順位関係等を保証するものではありません。

(注)上記図中の円グラフは、各ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する各ファンドにおける資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)をイメージ化したものです。

マイストーリーが投資する投資信託証券で、世界の株式または世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。また、上記図中の世界債券は、「国内債券および外国債券」の資産クラスを示しており、国内債券が含まれています。

上記に記載の比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

「株25」、「株50」および「株75」は、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として中長期的に安定運用を行ないます。

「株100」および「日本株100」は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券（ファンド）に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー」が、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れないと判断したファンドに分散投資を行ないます。

マイストーリーでは、多数の投資信託証券（ファンド）へ投資することで、「資産の分散」、「運用スタイルの分散」、「運用者の分散」という3段階でリスク分散 を図ります。

「マイストーリー・株100」および「マイストーリー・日本株100」は株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のみへの投資となります。

また、マイストーリーにおいて、資産の分散とは、国内株式、外国株式、国内債券および外国債券などの資産クラスの分散をいい、運用スタイルの分散とは、例えば、株式投資におけるグロース、バリュー等の投資戦略の分散をいい、運用者の分散とは運用会社もしくは運用担当者の分散をいいます。

リスク分散のイメージ図



上記は、リスク分散について分かり易く説明するためのイメージ図であり、特定のマイストーリーを構成するファンドにおける比率を表示しているものではありません。

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）は、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてペーパーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープンF」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

- (マイストーリー・株25)
- (マイストーリー・株50)

(マイストーリー・株75)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	
	年6回 (隔月)	欧州		あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券)) 資産配分 固定型))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

(マイストーリー・株100)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリーファンド	
債券	年6回 (隔月)	欧州		あり (フルヘッジ)
一般				
公債				
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ()	その他 (アフリカ 中近東 (中東))	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

(マイストーリー・日本株100)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドを

いう。

- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とす

る旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ペア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

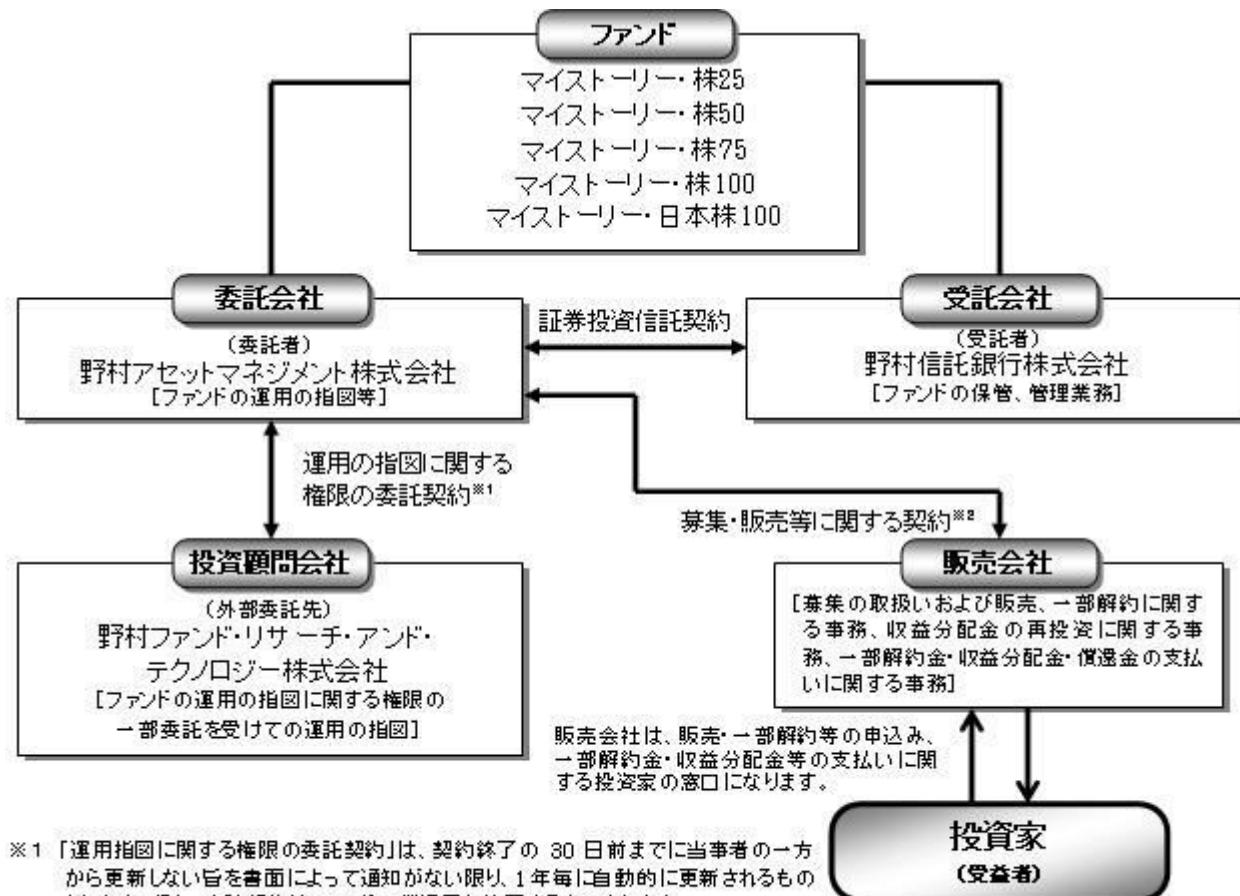
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【 ファンドの沿革 】

平成13年8月30日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

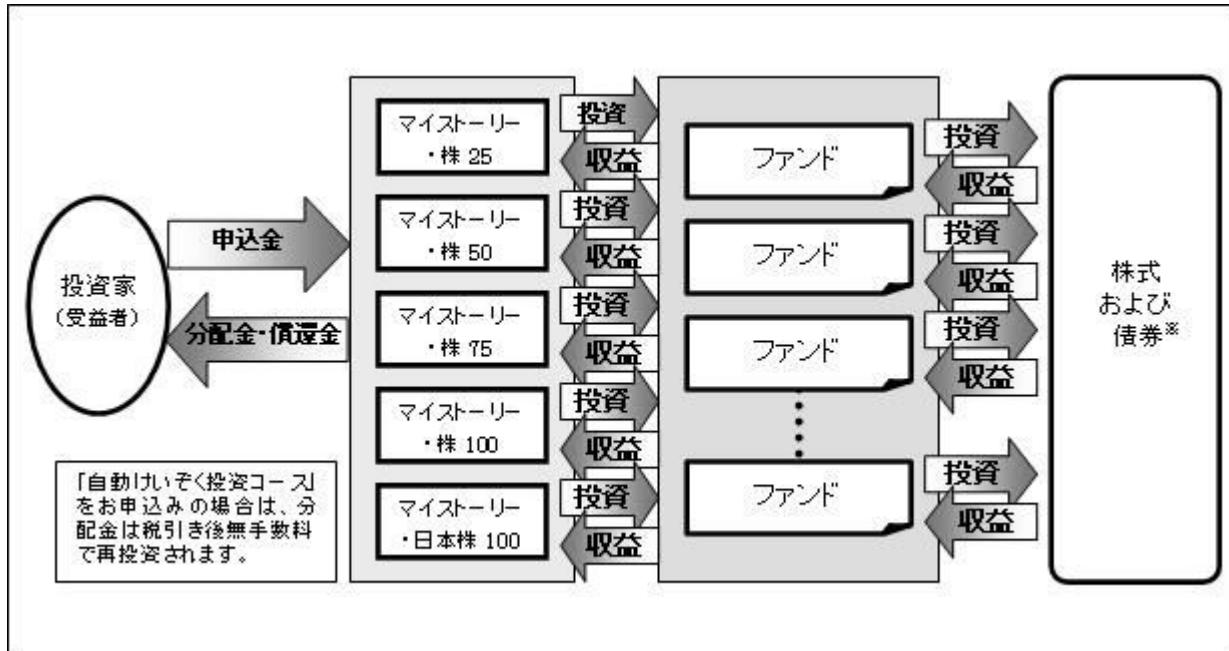


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 30 日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

ファンド・オブ・ファンズについて

各ファンドは複数の投資信託（ファンド）への投資を通じて、実質的に株式および債券に投資を行なう、
ファンド・オブ・ファンズです。



「株100」および「日本株100」については、実質的に株式に投資を行ないます。

委託会社の概況(平成25年10月末現在)

- 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- 本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- 資本金の額
17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
 平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
 アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
 平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]主として、以下の投資信託証券に投資します。

各ファンドが投資を行なう投資信託証券

投資信託証券の種類	株25、株50、株75	株100	日本株100
国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			
国内の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			
世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります。）に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲 : 投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)

委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地 : 東京都中央区

委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
1,000億円以下の部分	年10,000分の18
1,000億円超の部分	年10,000分の17

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

「株25」、「株50」および「株75」については、各ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式（当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。）への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね下記の比率程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

実質的に保有する株式の比率

株25	25%程度
株50	50%程度
株75	75%程度

投資信託証券への投資にあたっては、各ファンド毎に当該ファンドが実質的に投資することとなる資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行なうことを基本とします。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する各ファンドにおける資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）は以下の通りです。

なお、「日本株100」を除く各ファンドの基準配分比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

資産 クラス	基準配分比率				
	株25	株50	株75	株100	日本株100
国内株式	17%程度	34%程度	45%程度	60%程度	フルインベストメント (95% ~ 100%程度)
外国株式	8%程度	16%程度	30%程度	40%程度	
国内債券 および 外国債券	75%程度	50%程度	25%程度		

「国内債券および外国債券」の資産クラスを「世界債券」と称する場合があります。

[4] 資産クラス毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、マイストーリーを構成する各ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。

ベンチマーク計算上用いる基準配分比率は、前記の基準配分比率から各々「程度」をとった比率とし、「マイストーリー・日本株100」においては国内株式を100%とします。

資産クラス	指標
国内株式	東証株価指数(TOPIX) ¹
外国株式	MSCI KOKUSAIインデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース) ²
国内債券および外国債券	バークレイズ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース) ³

マイストーリーを構成する各ファンドは、当該ポートフォリオ全体のリスク水準をそれぞれのベンチマーク程度に抑えながら、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を達成することを目指します。

1 「東証株価指数(TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動を表わすものであり、昭和43年1月4日を基準時とし、その基準時の時価総額を100として昭和44年7月から株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）が公表しています。東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指標の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算

出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用的停止を行う権利を有しています。

- 2 「MSCI KOKUSAIインデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)」は、MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan) (現地通貨ベース)をもとに、委託会社(運用の権限委託先を含みます。以下この欄において同じ。)が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 3 「バークレイズ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース)」は、「バークレイズ・グローバル総合インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。「バークレイズ・グローバル総合インデックス」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

(注) 資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

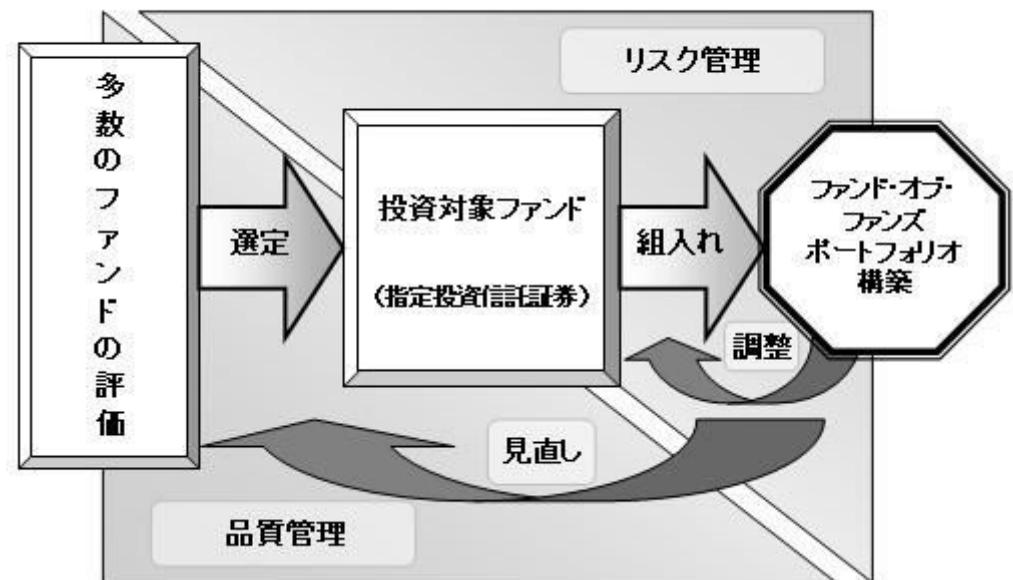
ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

組入れる投資信託証券については、運用実績または運用手法を定量・定性的に分析し、且つ当該投資信託証券の定量的なリスク分析によりこれらに投資を行なうファンドのリスク管理を重視した上で資産クラス別の基準配分比率を勘案して選定・配分を行なうことを基本とします。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

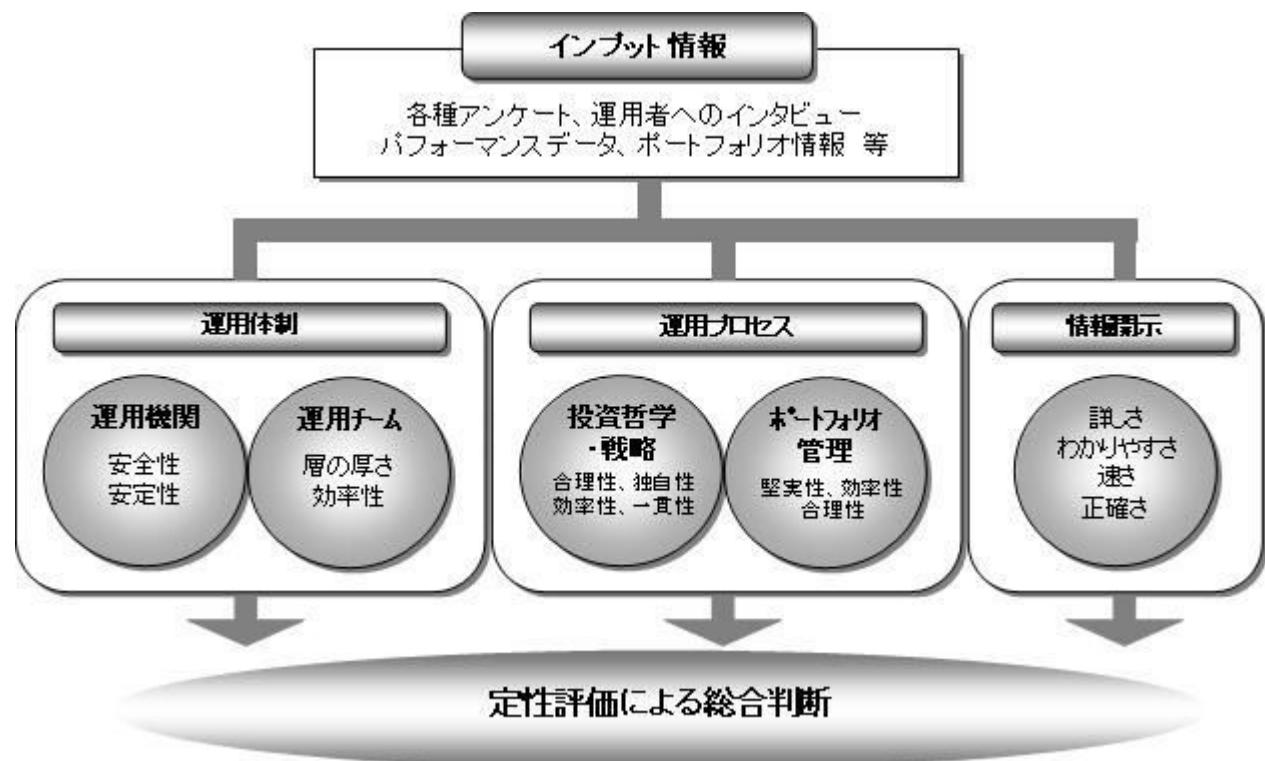
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 (NFR&T) は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ（代替）投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか（悪かったか）」ではなく、「なぜ良かったか（悪かったか）」「（良かった場合）今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ（品質）を測る「定性評価」を取り組んでいます。評価には、経験と

実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成25年8月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

主要 投資対象	指定投資信託証券	株25 株50 株75	株100	日本株100
	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)			
	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)			

国内株式	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)			
	(R) 野村RAFI 日本株投信F(適格機関投資家専用)			
	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)			
	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)			
	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)			
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)			
	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)			
外国株式	ノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)			
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)			
	東京海上・スレッドニードル欧洲株式ファンドF(適格機関投資家専用)			
	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)			
	MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)			
	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC <外国籍投資信託>			
	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)			
国内債券 および 外国債券	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ノムラ・インサイト欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)			
	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)			
	LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)			
	アイエヌジー・欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)			
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F <外国籍投資信託>			

上記は平成25年11月22日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

なお、デリバティブの直接利用は行いません。

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」に共通

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとしま

す。

「マイストーリー・株100」

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・日本株100」

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、各ファンド毎に上記に掲げる有価証券のほか、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(各ファンドにつき上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下は各ファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年11月22日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。

[各F]

- ・運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[FC]

- ・各指定投資信託証券により異なります。

詳しくは、各指定投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択するN F R & Tが投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社

受託会社	野村信託銀行株式会社
------	------------

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%（税抜年0.865%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。
消費税率が8%になった場合は、年0.9342%となります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.67725%（税抜年0.645%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.6966%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指し積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群(今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等)に中・長期的な視野から投資します。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成19年10月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.648%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

野村RAFI^(R) 日本株投信F（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。
なお、株式に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成22年4月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.432%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法 を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2013年10月現在、リサーチ・アフィリエイツ社 (Research Affiliates, LLC) が知的所有権を申請中です。

株式の実質組入比率は高位を基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

「RAFI^(R)」は、Research Affiliates, LLCの登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社はその使用を許諾されています。
リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いるRAFインデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「RDP株式運用ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断(主観的判断)のみに頼ることなく、配当割引モデル(DDM)等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX(配当込み)に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

(B)信託期間

無期限(平成16年11月18日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%¹ (税抜0.81%)を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、

実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%² (税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円² (税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

1 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.8748% (税込)がかかります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。

2 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、純資産総額に年率0.0216% (税込)がファンド監査費用とみなされ、年間324万円(税込)が上限となります。当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」とい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目指し積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当金込)をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.924%^{*}（税抜年0.88%）以内の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。） *消費税率が8%になった場合は、年0.9504%となります。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

(2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主としてわが国の株式に投資します。個別企業分析に基づき、わが国の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。

個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

*アジアの株式にも投資可能としておりますが、現在は主として国内株式に投資しています。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドはTOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成22年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775% (税抜年0.55%) の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更する場合があります)。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択とともにバリュー株式運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

次の投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

- ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

- ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

- ・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴…

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“複数の運用担当者による独自の運用システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。の中でも特徴的な運用システムは、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各自独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(この運用システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

(B)信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資 顧問会社	キャピタル・インターナショナル・インク ^{*1}

*1.マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375%(税抜年0.575%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。信託財産に係る監査費用については、上限を年額58万8千円(税抜 56万円)とし日々計上します。またその他の費用(ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等)等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)(これに準ずるものと含む)に上場されている株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)を主要投資対象とします。

運用については、ミクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成20年4月10日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.918%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ノムラ - ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ジャ纳斯・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - ジャ纳斯・インテック海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.86625%（税抜年0.825%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.891%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式(DR(預託証書)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「S&P500株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したもので
す。

ファンドは「ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方
式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成19年10月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715% (税抜年0.83%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社
が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.8964%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ノムラ - レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - レイニア米国成長株ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式(DR(預託証書)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「S&P500株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したもので
す。

ファンドは、「ノムラ - レイニア米国成長株ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	レイニア・インベストメント・マネジメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.864%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視します。

銘柄の選定は、成長性の観点に加え、バリュエーション等の観点から個別銘柄の分析・評価をし、流動性等を勘案して行ないます。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

レイニア・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるシュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。
香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

ファンドは、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

ファンドは、「シュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜年0.75%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。
上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用（監査費用を含みます）を信託財産から支払います。消費税率が8%になった場合は、年率0.81%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

デリバティブの利用は、原則としてヘッジ目的に限定します。

ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ファンドは、S&P500種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)

(D) 管理報酬等**(1) 信託報酬**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875% (税抜年0.875%) の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

(2) その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います(なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。)。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)にファンドおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の取引所に上場されている株式等に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、MSCIヨーロッパインデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。

(B) 信託期間

無期限(平成21年10月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

　　欧洲の取引所に上場されている株式等を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

　　主として欧洲の取引所に上場されている株式等に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

　　スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧洲の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

　　マザーファンドの運用にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択により、アクティブに投資することを基本とします。

　　MSCIヨーロッパ インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

　　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

　　資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

　　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

　　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

　　マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

UBS海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるUBSグローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

ファンドは、MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「UBSグローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成17年10月13日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユーピース・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

(D) 管理報酬等

^(注)
信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(注)消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、年1.0044%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面からなります。

実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る対円での為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックスの資産配分と同程度として行いますが、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

MFS欧洲株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧洲の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧洲株マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.7875%(税抜0.75%)の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧洲の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

欧洲の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパインデックスの通貨配分に準じて行います。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)ならびにファンドの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC

(A) ファンドの特色

ファンドは、米国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ファンドは、S&P500 株価指数（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「S&P500 株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500 株価指数（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(平成23年4月7日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社 管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Manning & Napier Advisors, Inc.

上記の副投資顧問会社は、平成25年10月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等**(1) 投資対象**

米国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

NFR&Tが、米国株の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

NFR&Tは選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則としてS&P500 株価指数（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、バークレイズ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「バークレイズ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「バークレイズ・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成21年5月20日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.3996%となります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「パークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円ヘッジベース)」は、「パークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成21年5月20日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.81%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)です。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧洲通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、バークレイズ・汎欧洲総合インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「バークレイズ・汎欧洲総合インデックス(円ヘッジベース)」は、バークレイズ・汎欧洲総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

(B) 信託期間

無期限(平成20年5月21日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.486%となります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付(BBB格相当以上の格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債(同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。)については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(Insight Investment Management (Global) Limited)にマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープンマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3675%（税抜年0.35%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.378%となります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行うと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA -BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB格相当以上。BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を使用したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を含む世界各国の債券に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル) を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している世界債券の指数です。

ファンドは、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク) ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー (GSAMシンガポール)

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%(税抜年0.5%)を乗じて得た金額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います(なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。)。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を含む世界各国の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

中期的なデュレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとして運用を行ない、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保を目指します。ただし、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイーに、債券および通貨の運用に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

バークレイズ・米国総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他的一切の権利はバークレイズに帰属します。

バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)は、バークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成18年5月18日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4935%（税抜年0.47%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受けける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受けける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

消費税率が8%になった場合は、年0.5076%となります。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債(モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。)及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格(BBB - またはBaa3以上)以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未満の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3) 主な投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(親投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

アイエヌジー・欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

ファンドは、パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成17年11月22日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%(税抜年0.40%)の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

なお、債券等に直接投資する場合もあります。

実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。

実質的に投資する債券の最低格付はCCC - 格とします。

マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジは、代表的なヨーロッパ債

券インデックス の通貨配分と同程度として行います。

代表的なヨーロッパ債券インデックスは、パークレイズ・汎欧州総合インデックスとします。

債券の運用プロセスは、

- (1) ファンダメンタル分析ならびにクォンツ手法による市場分析
- (2) デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニングの決定
- (3) モデルポートフォリオの構築とコントロール
- (4) 当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール

の4つのステップで行います。

資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券(ABS、MBS等)などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

ファンドは、バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)は、バークレイズ・米国総合インデックス(米ドルベース)を委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成19年11月20日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー
-------------------------------	---

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%(税抜0.415%)の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券(ABS、MBS等)などを実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券(ABS、MBS等)などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。

債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。

主として投資適格債(BBB-ないしBaa3以上)に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行なっています。

投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。

投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種(金融業を除く)当たりの投資上限は25%までとします。

現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにファンドにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F

(A) ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックスの円ヘッジ指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

ファンド設定日(2009年5月20日)から約149年間

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

(1) 投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度(1月1日から12月31日)における成功報酬控除前基準価額(分配金込み)の收益率が、同期間の指数の收益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- ・成功報酬の払い出しへは、ファンドの会計年度の末日(12月31日)にのみ行われます。
- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額(分配金込み)、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス継続などの方式は採用されていません。

(2) 受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

(3) 保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分(年率0.0675%以内)と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用(年額60,000米ドル)、成功報酬管理費用(年額24,000米ドル)、財務諸表作成費用(年額7,500米ドル)、受益者口座管理費用(一口座当たり年額500米ドル、年間最低24,000米ドル)があります。

(4) その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

(2) 投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モニタージュ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することができます。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることができます。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することができます。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPIに投資します。

有価証券(現物に限る)の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資(REIT、ETFを含む)は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

ベンチマークについて

東証株価指数(TOPIX)またはTOPIX(配当金込)(TOPIX(配当込み))は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCI-KOKUSAI指数(MSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックス)、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500株価指数(S&P500種株価指数)は、スタンダード& Poor'sが公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード& Poor's ファイナンシャル サービシーズ エル エル シーに帰属しております。

バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、日本円を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

バークレイズ・米国総合インデックスおよびバークレイズ・汎欧洲総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧洲通貨建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社が公表している公社債の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している世界債券の指数です。

指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年(1959年)12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年(1971年)	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
昭和60年(1985年)	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年(1990年)	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年(1995年)	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年(2001年)	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年(2006年)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年(2008年) JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

フィデリティ投信株式会社

昭和61年(1986年)	フィデリティ投資顧問株式会社設立
昭和62年(1987年)	投資顧問業登録
同年	投資一任業務の認可取得
平成7年(1995年)	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
平成19年(2007年)	金融商品取引業者として登録

アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成 8年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成 8年12月 3日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成12年 1月 1日	商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年 4月 3日	商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

昭和60年(1985年)12月	東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて 資本金2億円で設立
昭和62年(1987年)2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
平成3年(1991年)4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年(1998年)5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委 託会社としての免許取得
平成19年(2007年)9月	金融商品取引業者として登録

キャピタル・インターナショナル株式会社

昭和61年(1986年)3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年(1987年)3月	投資顧問業の登録
同年9月	投資一任業務の認可取得

平成18年(2006年)2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年(2007年)9月	金融商品取引業登録
平成20年(2008年)7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

昭和60年(1985年)12月10日	株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年(1991年)12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年(1997年)4月1日	シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年(2007年)4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成24年(2012年)6月29日	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年(1996年)2月6日	会社設立
平成14年(2002年)4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成8年4月1日	ユー・ピー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ピー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユーピーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユーピーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

平成10年(1998年)5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成10年(1998年)6月30日	投資顧問業の登録
平成11年(1999年)2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
平成11年(1999年)12月9日	証券投資信託委託業の認可
平成12年(2000年)8月1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成19年(2007年)9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業(投資助言・代理業、投資運用業)のみなし登録

平成23年(2011年) 6月22日 MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年(1998年)4月28日	会社設立
平成10年(1998年)6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年(1998年)11月30日	投資顧問業登録
平成11年(1999年)6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年(1999年)10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年(2001年)4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年(2006年)1月1日	「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年(2007年)9月30日	金融商品取引業登録

アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年5月18日	証券投資信託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
平成19年9月30日	金融商品取引法の規定に基づく登録 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

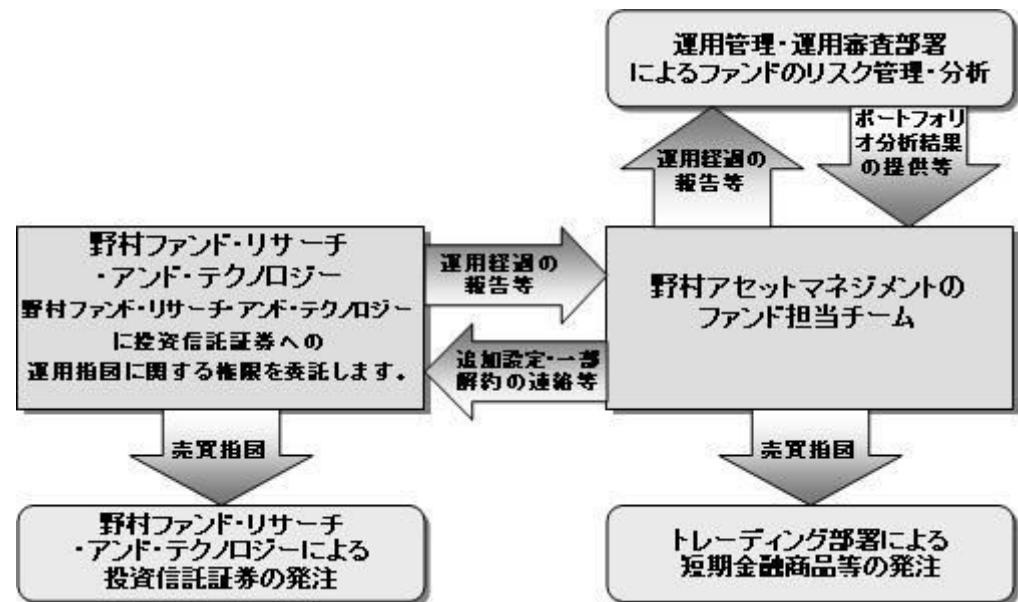
昭和60年(1985年)6月 ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立

平成2年(1990年)2月

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

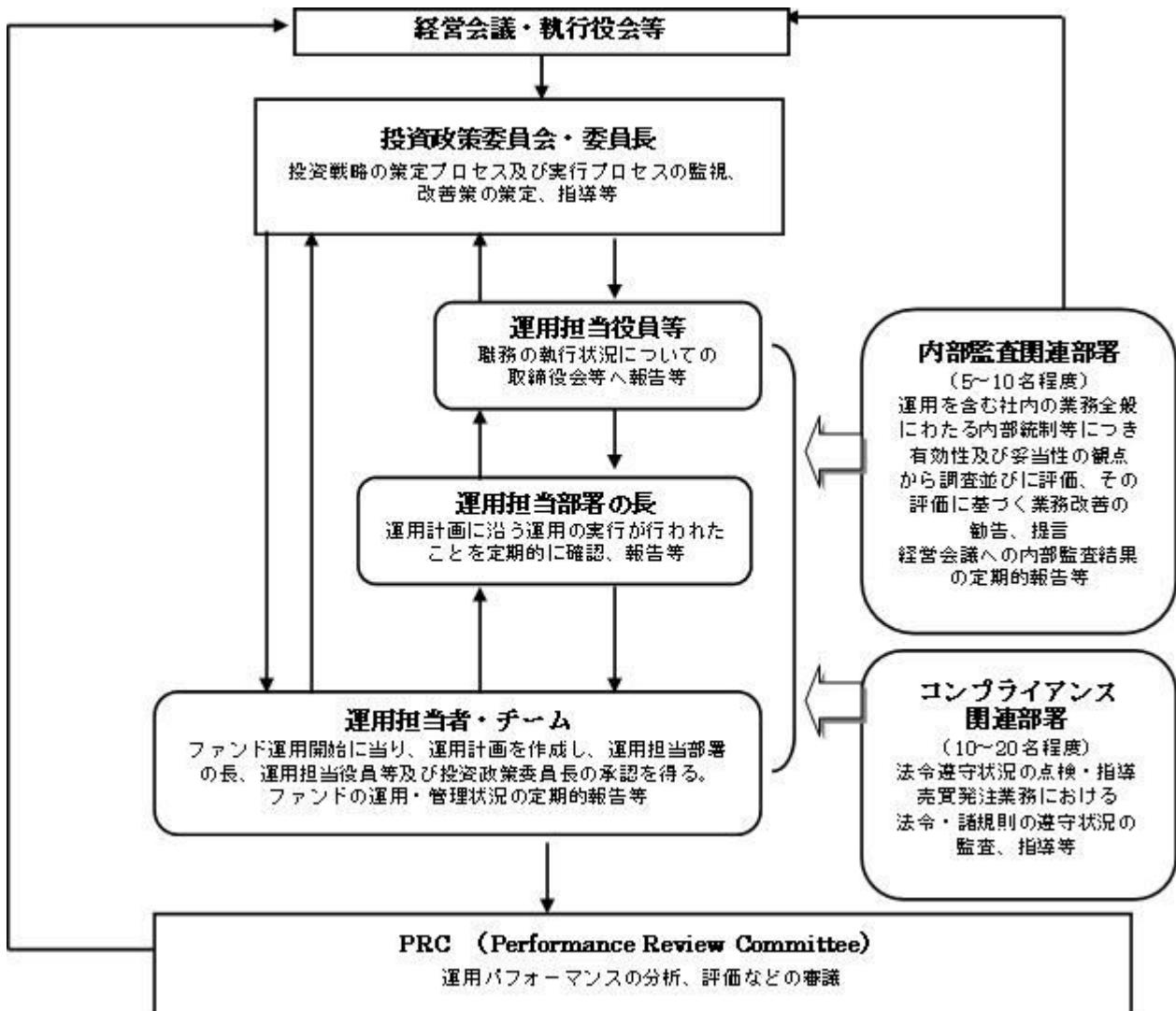
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、

投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益

分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第33条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落

により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]（マイストーリー・株100、マイストーリー・日本株100を除く）

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドによっては、実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]（マイストーリー・日本株100を除く）

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行にな

る可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。

また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

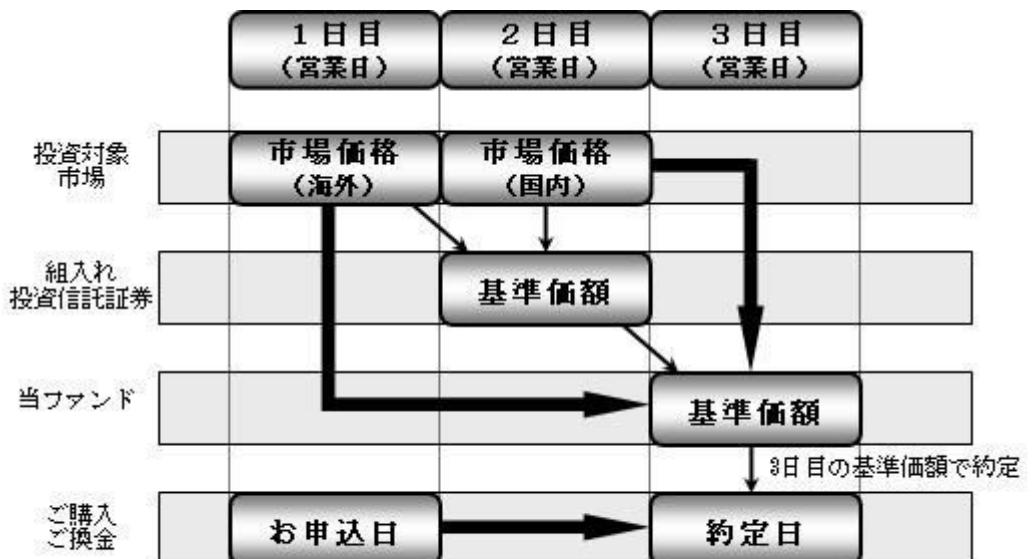
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご留意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



約定日（3日目）の基準価額（約定価額）は、原則として海外市場はお申込日（1日目）、国内市場はお申込日の翌営業日（2日目）の市場価格を反映したもの

「日本株100」は、上記図表の2日目を「1日目」、3日目を「2日目」としてお読み替えください。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

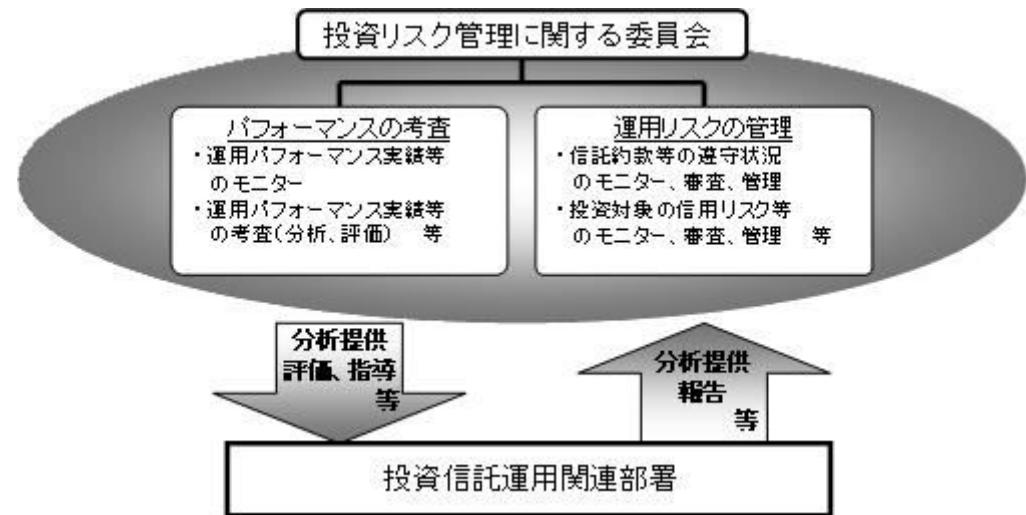
パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については取得申込日の翌々営業日の基準価額に、「マイストーリー・日本株100」については取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。また、消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%以内となります。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」に共通

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の63（税抜年10,000分の60）の率を乗じて得た額とします。また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の27	年10,000分の30	年10,000分の 3
500億円超の部分	年10,000分の28	年10,000分の30	年10,000分の 2

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年10,000分の64.8となります。

「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の78.75（税抜年10,000分の75）の率を乗じて得た額とします。また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の27	年10,000分の45	年10,000分の 3
500億円超の部分	年10,000分の28	年10,000分の45	年10,000分の 2

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年10,000分の81となります。

各ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、各ファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
---------	---

1,000億円以下の部分	年10,000分の18
1,000億円超の部分	年10,000分の17

なお、この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率(税抜・年率)
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.865%
リサーチ・アクティブ・オープンF	0.645%以内
ストラテジック・バリュー・オープンF	0.60%
^(R) 野村RAFI 日本株投信F	0.40%
JPMジャパン50・オープンF	0.81%
フィデリティ・ジャパン・オープンF	0.88%以内
アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F	0.55%
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F	0.575%
野村海外株式ファンドF	0.85%
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF	0.825%
ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF	0.83%
ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF	0.80%
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF	0.75%
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF	0.875%
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF	0.80%
UBS海外株式ファンドF	0.93%
MFS欧州株ファンドF	0.75%
NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	0.80%
ノムラ海外債券ファンドF	0.37%
ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF	0.75%以内
ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF	0.45%
ノムラ日本債券オープンF	0.35%
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF	0.50%
LM・米国債券コア・プラスF	0.47%
アイエヌジー・欧州債券ファンドF	0.40%
メロン米国コア・プラス債券ファンドF	0.415%

ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券 ファンド F	0.3675%以内 + 成功報酬
---	------------------

国内籍投資信託の税込の信託報酬率については「(参考)指定投資信託証券について」の「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、平成25年11月22日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、各ファンドの信託報酬に各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(成功報酬を除く)を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率(成功報酬を除く)について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、各ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

ファンド	実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
「マイストーリー・株25」	1.15% ± 0.10%程度 ¹
「マイストーリー・株50」	1.25% ± 0.10%程度 ²
「マイストーリー・株75」	1.30% ± 0.15%程度 ³
「マイストーリー・株100」	1.55% ± 0.15%程度 ⁴
「マイストーリー・日本株100」	1.50% ± 0.20%程度 ⁵

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、1が1.20% ± 0.10%程度、2が1.25% ± 0.15%程度、3が1.35% ± 0.15%程度、4が1.60% ± 0.15%程度、5が1.55% ± 0.20%程度となります。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を

含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成25年11月22日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%(国税(所得税及び復興特別所得税)7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

なお、「日本株100」は、配当控除の適用があります。「日本株100」を除く各ファンドは、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(国税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(国税7.147%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(国税15.315%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、「日本株100」は、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。（「日本株100」を除く各ファンドは、益金不算入制度は適用されません。）

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

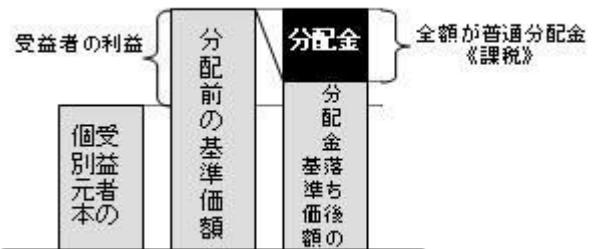
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合には、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

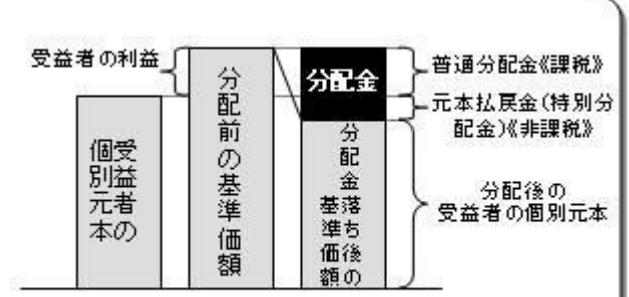
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成25年 9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

マイストーリー・株25

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,325,930,837	92.74

ケイマン	82,769,673	5.78
小計	1,408,700,510	98.53
現金・預金・その他資産（負債控除後）	20,962,537	1.47
合計（純資産総額）	1,429,663,047	100.00

マイストーリー・株50

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	1,958,678,932	93.99
	ケイマン	94,628,455	4.54
	小計	2,053,307,387	98.54
現金・預金・その他資産（負債控除後）		30,418,624	1.46
合計（純資産総額）		2,083,726,011	100.00

マイストーリー・株75

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	1,632,196,986	94.91
	ケイマン	62,664,023	3.64
	小計	1,694,861,009	98.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）		24,769,758	1.45
合計（純資産総額）		1,719,630,767	100.00

マイストーリー・株100

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）

投資信託受益証券	日本	638,458,146	96.12
	ケイマン	18,092,778	2.72
	小計	656,550,924	98.84
現金・預金・その他資産（負債控除後）		7,648,528	1.16
合計（純資産総額）		664,199,452	100.00

マイストーリー・日本株 100

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	3,154,701,158	98.42
現金・預金・その他資産（負債控除後）		50,530,709	1.58
合計（純資産総額）		3,205,231,867	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

マイストーリー・株 25

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）	14,448	13,035	188,338,686	13,158	190,106,784	13.29
2	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF（適格機関投資家専用）	13,782	13,391	184,555,592	13,454	185,423,028	12.96
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	12,316	14,048	173,017,150	14,157	174,357,612	12.19
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	10,500	12,223	128,342,272	12,294	129,087,000	9.02

5	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	9,610	11,640	111,869,529	11,713	112,561,930	7.87
6	日本	投資信託受益証券	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	8,199	11,831	97,009,678	11,883	97,428,717	6.81
7	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F	5,843	12,638	73,847,646	12,775	74,644,325	5.22
8	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	4,947	11,121	55,019,416	11,163	55,223,361	3.86
9	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	5,019	9,122	45,787,584	10,000	50,190,000	3.51
10	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	3,139	11,675	36,650,637	12,830	40,273,370	2.81
11	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)	4,157	8,082	33,599,052	8,989	37,367,273	2.61
12	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	2,758	12,039	33,205,465	13,129	36,209,782	2.53
13	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	2,218	13,526	30,002,420	14,934	33,123,612	2.31
14	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	1,736	13,308	23,104,389	14,843	25,767,448	1.80
15	日本	投資信託受益証券	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,954	10,331	20,187,890	10,780	21,064,120	1.47
16	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	1,609	11,391	18,328,176	11,510	18,519,590	1.29
17	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	1,093	13,007	14,217,517	13,726	15,002,518	1.04
18	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)	980	14,089	13,807,397	14,785	14,489,300	1.01
19	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	1,061	11,405	12,100,705	12,597	13,365,417	0.93
20	日本	投資信託受益証券	MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	1,143	11,325	12,944,754	11,637	13,301,091	0.93
21	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	669	18,385	12,299,754	19,147	12,809,343	0.89
22	日本	投資信託受益証券	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	943	12,411	11,703,573	13,514	12,743,702	0.89
23	日本	投資信託受益証券	東京海上・スレッドニードル欧洲株式ファンドF(適格機関投資家専用)	675	14,904	10,060,500	15,293	10,322,775	0.72

24	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	692	14,155	9,795,721	14,844	10,272,048	0.71
25	日本	投資信託受益証券	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	454	17,698	8,034,892	18,951	8,603,754	0.60
26	ケイマン	投資信託受益証券	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	644	12,107	7,797,139	12,617	8,125,348	0.56
27	日本	投資信託受益証券	シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	275	16,540	4,548,709	17,365	4,775,375	0.33
28	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	293	7,721	2,262,253	8,403	2,462,079	0.17
29	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	128	7,521	962,688	8,436	1,079,808	0.07

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.53
合 計	98.53

マイストーリー・株50

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	13,631	13,034	177,679,720	13,158	179,356,698	8.60
2	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)	13,005	13,390	174,147,146	13,454	174,969,270	8.39
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	11,620	14,047	163,235,477	14,157	164,504,340	7.89
4	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	14,328	9,126	130,769,363	10,000	143,280,000	6.87
5	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	9,914	12,223	121,180,152	12,294	121,882,716	5.84
6	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	9,155	11,681	106,946,181	12,830	117,458,650	5.63

7	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)	12,147	8,083	98,184,565	8,989	109,189,383	5.24
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	9,085	11,640	105,757,485	11,713	106,412,605	5.10
9	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	7,874	12,043	94,832,172	13,129	103,377,746	4.96
10	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	6,334	13,535	85,732,653	14,934	94,591,956	4.53
11	日本	投資信託受益証券	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	7,743	11,831	91,613,592	11,883	92,010,069	4.41
12	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	4,956	13,310	65,968,324	14,843	73,561,908	3.53
13	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F	5,516	12,637	69,711,204	12,775	70,466,900	3.38
14	日本	投資信託受益証券	ノムラ - コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)	5,808	10,331	60,002,448	10,780	62,610,240	3.00
15	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	4,670	11,121	51,938,687	11,163	52,131,210	2.50
16	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3,098	13,009	40,301,882	13,726	42,523,148	2.04
17	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)	2,804	14,087	39,499,948	14,785	41,457,140	1.98
18	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)	3,411	11,327	38,637,103	11,637	39,693,807	1.90
19	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	3,112	11,406	35,496,374	12,597	39,201,864	1.88
20	日本	投資信託受益証券	ノムラ - ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	2,024	18,387	37,216,370	19,147	38,753,528	1.85
21	日本	投資信託受益証券	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	2,659	12,411	33,000,849	13,514	35,933,726	1.72
22	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	2,064	14,152	29,211,124	14,844	30,638,016	1.47
23	日本	投資信託受益証券	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)	1,939	14,910	28,910,490	15,293	29,653,127	1.42
24	日本	投資信託受益証券	ノムラ - レニニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	1,310	17,698	23,184,380	18,951	24,825,810	1.19
25	ケイマン	投資信託受益証券	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	1,915	12,107	23,184,905	12,617	24,161,555	1.15

26	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	1,515	11,389	17,255,741	11,510	17,437,650	0.83
27	日本	投資信託受益証券	シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	794	16,540	13,132,760	17,365	13,787,810	0.66
28	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	869	7,721	6,709,549	8,403	7,302,207	0.35
29	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	253	7,521	1,902,813	8,436	2,134,308	0.10

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.54
合 計	98.54

マイストーリー・株 7 5

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	15,753	9,127	143,786,238	10,000	157,530,000	9.16
2	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	9,822	11,682	114,748,471	12,830	126,016,260	7.32
3	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)	13,060	8,083	105,575,942	8,989	117,396,340	6.82
4	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	8,711	12,044	104,916,067	13,129	114,366,719	6.65
5	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	6,880	13,537	93,139,515	14,934	102,745,920	5.97
6	日本	投資信託受益証券	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)	8,931	10,331	92,266,161	10,780	96,276,180	5.59
7	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	5,483	13,310	72,982,458	14,843	81,384,169	4.73

8	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	5,073	13,035	66,128,461	13,158	66,750,534	3.88
9	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	4,790	13,009	62,313,110	13,726	65,747,540	3.82
10	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)	4,840	13,391	64,812,758	13,454	65,117,360	3.78
11	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)	4,327	14,087	60,954,449	14,785	63,974,695	3.72
12	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)	4,325	14,048	60,757,633	14,157	61,229,025	3.56
13	日本	投資信託受益証券	MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	5,245	11,328	59,417,546	11,637	61,036,065	3.54
14	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3,128	18,393	57,534,895	19,147	59,891,816	3.48
15	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3,183	14,157	45,062,335	14,844	47,248,452	2.74
16	日本	投資信託受益証券	東京海上・スレッドニードル欧洲株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3,007	14,910	44,834,370	15,293	45,986,051	2.67
17	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	3,692	12,223	45,127,876	12,294	45,389,448	2.63
18	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	3,391	11,407	38,682,350	12,597	42,716,427	2.48
19	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	3,398	11,640	39,555,574	11,713	39,800,774	2.31
20	日本	投資信託受益証券	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	2,942	12,411	36,513,162	13,514	39,758,188	2.31
21	日本	投資信託受益証券	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	2,067	17,698	36,581,766	18,951	39,171,717	2.27
22	ケイマン	投資信託受益証券	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	2,894	12,107	35,037,658	12,617	36,513,598	2.12
23	日本	投資信託受益証券	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	2,885	11,831	34,135,072	11,883	34,282,455	1.99
24	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F	2,047	12,638	25,871,201	12,775	26,150,425	1.52
25	日本	投資信託受益証券	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	1,226	16,540	20,278,040	17,365	21,289,490	1.23
26	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)	1,742	11,122	19,374,524	11,163	19,445,946	1.13

27	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	933	7,721	7,203,693	8,403	7,839,999	0.45
28	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	558	11,390	6,356,034	11,510	6,422,580	0.37
29	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	401	7,521	3,015,921	8,436	3,382,836	0.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.55
合 計	98.55

マイストーリー・株 100

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	7,767	9,128	70,899,957	10,000	77,670,000	11.69
2	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	4,836	11,685	56,509,679	12,830	62,045,880	9.34
3	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	4,489	12,043	54,065,201	13,129	58,936,081	8.87
4	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF(適格機関投資家専用)	6,460	8,084	52,228,654	8,989	58,068,940	8.74
5	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	3,364	13,540	45,549,036	14,934	50,237,976	7.56
6	日本	投資信託受益証券	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)	4,347	10,331	44,909,271	10,780	46,860,660	7.05
7	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	2,747	13,310	36,564,501	14,843	40,773,721	6.13
8	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	2,328	13,008	30,284,649	13,726	31,954,128	4.81

9	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)	2,110	14,087	29,725,511	14,785	31,196,350	4.69
10	日本	投資信託受益証券	MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	2,563	11,328	29,034,213	11,637	29,825,631	4.49
11	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャ纳斯・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	1,529	18,393	28,124,059	19,147	29,275,763	4.40
12	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	1,560	14,160	22,089,844	14,844	23,156,640	3.48
13	日本	投資信託受益証券	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)	1,454	14,910	21,679,140	15,293	22,236,022	3.34
14	日本	投資信託受益証券	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	1,567	12,411	19,448,037	13,514	21,176,438	3.18
15	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	1,663	11,411	18,977,209	12,597	20,948,811	3.15
16	日本	投資信託受益証券	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	980	17,698	17,344,040	18,951	18,571,980	2.79
17	ケイマン	投資信託受益証券	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	1,434	12,107	17,361,438	12,617	18,092,778	2.72
18	日本	投資信託受益証券	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	597	16,540	9,874,380	17,365	10,366,905	1.56
19	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	456	7,721	3,520,776	8,403	3,831,768	0.57
20	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	157	7,521	1,180,797	8,436	1,324,452	0.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.84
合計	98.84

マイストーリー・日本株 100

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	61,353	9,139	560,718,966	10,000	613,530,000	19.14
2	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	38,604	11,704	451,828,761	12,830	495,289,320	15.45
3	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	35,323	12,044	425,451,001	13,129	463,755,667	14.46
4	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF(適格機関投資家専用)	51,395	8,098	416,211,240	8,989	461,989,655	14.41
5	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	26,665	13,570	361,859,889	14,934	398,215,110	12.42
6	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	21,800	13,318	290,346,056	14,843	323,577,400	10.09
7	日本	投資信託受益証券	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	13,430	12,411	166,679,730	13,514	181,493,020	5.66
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	13,541	11,415	154,580,171	12,597	170,575,977	5.32
9	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	3,727	7,721	28,776,167	8,403	31,317,981	0.97
10	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	1,773	7,521	13,334,733	8,436	14,957,028	0.46

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.42
合 計	98.42

【投資不動産物件】

マイストーリー・株25

該当事項はありません。

マイストーリー・株50

該当事項はありません。

マイストーリー・株 7 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

該当事項はありません。

マイストーリー・日本株 1 0 0

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

マイストーリー・株 2 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 5 0

該当事項はありません。

マイストーリー・株 7 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

該当事項はありません。

マイストーリー・日本株 100

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

マイストーリー・株 25

平成25年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間 (2004年 8月30日)	2,782	2,797	1.0544	1.0599
第4計算期間 (2005年 8月29日)	2,615	2,640	1.0977	1.1082
第5計算期間 (2006年 8月29日)	3,068	3,100	1.1083	1.1198
第6計算期間 (2007年 8月29日)	2,494	2,518	1.0954	1.1059
第7計算期間 (2008年 8月29日)	2,218	2,222	1.0151	1.0166
第8計算期間 (2009年 8月31日)	1,887	1,887	1.0054	1.0054
第9計算期間 (2010年 8月30日)	1,702	1,709	1.0403	1.0443
第10計算期間 (2011年 8月29日)	1,516	1,523	1.0411	1.0456
第11計算期間 (2012年 8月29日)	1,396	1,409	1.0852	1.0947
第12計算期間 (2013年 8月29日)	1,370	1,393	1.1688	1.1878
2012年 9月末日	1,403		1.0913	
10月末日	1,368		1.0903	
11月末日	1,381		1.1073	
12月末日	1,391		1.1284	

2013年 1月末日	1,399		1.1505	
2月末日	1,393		1.1567	
3月末日	1,413		1.1831	
4月末日	1,438		1.2196	
5月末日	1,413		1.2090	
6月末日	1,378		1.1794	
7月末日	1,405		1.1996	
8月末日	1,386		1.1678	
9月末日	1,429		1.1985	

マイストーリー・株 5 0

平成25年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間	(2004年 8月30日)	1,840	1,849	1.0489	1.0539
第4計算期間	(2005年 8月29日)	1,981	2,004	1.1201	1.1331
第5計算期間	(2006年 8月29日)	2,883	2,932	1.1823	1.2023
第6計算期間	(2007年 8月29日)	2,652	2,694	1.1759	1.1949
第7計算期間	(2008年 8月29日)	2,357	2,364	1.0267	1.0297
第8計算期間	(2009年 8月31日)	2,190	2,190	0.9605	0.9605
第9計算期間	(2010年 8月30日)	2,063	2,063	0.9587	0.9587
第10計算期間	(2011年 8月29日)	1,912	1,912	0.9580	0.9580
第11計算期間	(2012年 8月29日)	1,937	1,939	1.0080	1.0090
第12計算期間	(2013年 8月29日)	1,990	2,026	1.1863	1.2078
	2012年 9月末日	1,942		1.0141	
	10月末日	1,912		1.0092	

11月末日	1,936		1.0349	
12月末日	1,992		1.0724	
2013年 1月末日	2,071		1.1190	
2月末日	2,062		1.1279	
3月末日	2,133		1.1745	
4月末日	2,203		1.2336	
5月末日	2,113		1.2278	
6月末日	2,050		1.1938	
7月末日	2,063		1.2268	
8月末日	2,020		1.1861	
9月末日	2,083		1.2393	

マイストーリー・株 7 5

平成25年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)
第3計算期間 (2004年 8月30日)	1,132	1,135	1.0268
1.0293			
第4計算期間 (2005年 8月29日)	1,136	1,150	1.1245
			1.1380
第5計算期間 (2006年 8月29日)	2,090	2,134	1.2310
			1.2565
第6計算期間 (2007年 8月29日)	2,153	2,199	1.2401
			1.2666
第7計算期間 (2008年 8月29日)	1,801	1,806	1.0212
			1.0242
第8計算期間 (2009年 8月31日)	1,645	1,645	0.9011
			0.9011
第9計算期間 (2010年 8月30日)	1,562	1,562	0.8707
			0.8707
第10計算期間 (2011年 8月29日)	1,442	1,442	0.8682
			0.8682
第11計算期間 (2012年 8月29日)	1,452	1,452	0.9234
			0.9234
第12計算期間 (2013年 8月29日)	1,615	1,643	1.1703
			1.1908

2012年 9月末日	1,457		0.9302	
10月末日	1,445		0.9226	
11月末日	1,487		0.9526	
12月末日	1,557		0.9989	
2013年 1月末日	1,629		1.0638	
2月末日	1,605		1.0731	
3月末日	1,667		1.1334	
4月末日	1,740		1.2051	
5月末日	1,709		1.2075	
6月末日	1,638		1.1695	
7月末日	1,683		1.2152	
8月末日	1,640		1.1707	
9月末日	1,719		1.2413	

マイストーリー・株 100

平成25年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間 (2004年 8月30日)	585	585	1.0139	1.0149
第4計算期間 (2005年 8月29日)	447	453	1.1339	1.1484
第5計算期間 (2006年 8月29日)	1,191	1,220	1.2915	1.3235
第6計算期間 (2007年 8月29日)	726	745	1.3106	1.3446
第7計算期間 (2008年 8月29日)	587	588	1.0178	1.0203
第8計算期間 (2009年 8月31日)	571	571	0.8454	0.8454
第9計算期間 (2010年 8月30日)	537	537	0.7882	0.7882
第10計算期間 (2011年 8月29日)	493	493	0.7784	0.7784

第11計算期間 (2012年 8月29日)	511	511	0.8254	0.8254
第12計算期間 (2013年 8月29日)	618	626	1.1242	1.1397
2012年 9月末日	513		0.8319	
10月末日	506		0.8224	
11月末日	530		0.8547	
12月末日	561		0.9068	
2013年 1月末日	599		0.9834	
2月末日	587		0.9931	
3月末日	616		1.0646	
4月末日	660		1.1478	
5月末日	667		1.1547	
6月末日	639		1.1149	
7月末日	646		1.1687	
8月末日	626		1.1252	
9月末日	664		1.2100	

マイストーリー・日本株 100

平成25年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間 (2004年 8月30日)	4,296	4,328	1.0748	1.0828	
第4計算期間 (2005年 8月29日)	4,140	4,217	1.2050	1.2275	
第5計算期間 (2006年 8月29日)	6,127	6,336	1.4481	1.4976	
第6計算期間 (2007年 8月29日)	5,229	5,393	1.4008	1.4448	
第7計算期間 (2008年 8月29日)	3,918	3,942	1.0475	1.0540	
第8計算期間 (2009年 8月31日)	3,134	3,134	0.8383	0.8383	

第9計算期間 (2010年 8月30日)	2,571	2,571	0.7235	0.7235
第10計算期間 (2011年 8月29日)	2,315	2,315	0.6861	0.6861
第11計算期間 (2012年 8月29日)	2,039	2,039	0.6827	0.6827
第12計算期間 (2013年 8月29日)	2,896	2,910	1.0269	1.0319
2012年 9月末日	2,042		0.6847	
10月末日	2,010		0.6744	
11月末日	2,132		0.7150	
12月末日	2,319		0.7816	
2013年 1月末日	2,527		0.8570	
2月末日	2,582		0.8754	
3月末日	2,803		0.9583	
4月末日	3,121		1.0741	
5月末日	2,995		1.0549	
6月末日	2,904		1.0218	
7月末日	3,016		1.0653	
8月末日	2,913		1.0289	
9月末日	3,205		1.1285	

【分配の推移】

マイストーリー・株 2 5

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2003年 8月30日 ~ 2004年 8月30日	0.0055円
第4計算期間	2004年 8月31日 ~ 2005年 8月29日	0.0105円
第5計算期間	2005年 8月30日 ~ 2006年 8月29日	0.0115円
第6計算期間	2006年 8月30日 ~ 2007年 8月29日	0.0105円
第7計算期間	2007年 8月30日 ~ 2008年 8月29日	0.0015円

第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	0.0000円
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	0.0040円
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.0045円
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0095円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0190円

マイストーリー・株50

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	0.0050円
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	0.0130円
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	0.0200円
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	0.0190円
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	0.0030円
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	0.0000円
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	0.0000円
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.0000円
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0010円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0215円

マイストーリー・株75

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	0.0025円
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	0.0135円
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	0.0255円
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	0.0265円

第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	0.0030円
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	0.0000円
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	0.0000円
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.0000円
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0000円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0205円

マイストーリー・株 100

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	0.0010円
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	0.0145円
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	0.0320円
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	0.0340円
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	0.0025円
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	0.0000円
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	0.0000円
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.0000円
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0000円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0155円

マイストーリー・日本株 100

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	0.0080円
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	0.0225円

第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	0.0495円
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	0.0440円
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	0.0065円
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	0.0000円
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	0.0000円
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.0000円
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.0000円
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	0.0050円

【收益率の推移】

マイストーリー・株25

	計算期間	收益率
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	5.5%
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	5.1%
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	2.0%
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	0.2%
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	7.2%
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	1.0%
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	3.9%
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.5%
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	5.1%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	9.5%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株 5 0

	計算期間	收益率
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	8.5%
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	8.0%
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	7.3%
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	1.1%
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	12.4%
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	6.4%
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	0.2%
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.1%
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	5.3%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	19.8%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株 7 5

	計算期間	收益率
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	11.1%
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	10.8%
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	11.7%
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	2.9%
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	17.4%
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	11.8%
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	3.4%

第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	0.3%
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	6.4%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	29.0%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株 100

	計算期間	收益率
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	13.4%
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	13.3%
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	16.7%
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	4.1%
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	22.2%
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	16.9%
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	6.8%
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	1.2%
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	6.0%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	38.1%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・日本株 100

	計算期間	收益率
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	15.8%

第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	14.2%
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	24.3%
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	0.2%
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	24.8%
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	20.0%
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	13.7%
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	5.2%
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	0.5%
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	51.1%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

マイストーリー・株 25

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2003年 8月30日～2004年 8月30日	486,656,954	2,013,333,062	2,639,291,683
第4計算期間	2004年 8月31日～2005年 8月29日	657,443,270	914,371,787	2,382,363,166
第5計算期間	2005年 8月30日～2006年 8月29日	1,378,554,391	991,964,406	2,768,953,151
第6計算期間	2006年 8月30日～2007年 8月29日	423,327,791	915,213,598	2,277,067,344
第7計算期間	2007年 8月30日～2008年 8月29日	340,978,624	432,123,043	2,185,922,925
第8計算期間	2008年 8月30日～2009年 8月31日	238,751,830	547,766,623	1,876,908,132
第9計算期間	2009年 9月 1日～2010年 8月30日	269,342,574	509,656,899	1,636,593,807
第10計算期間	2010年 8月31日～2011年 8月29日	135,301,893	315,250,515	1,456,645,185
第11計算期間	2011年 8月30日～2012年 8月29日	110,595,906	280,038,210	1,287,202,881
第12計算期間	2012年 8月30日～2013年 8月29日	90,759,992	205,047,938	1,172,914,935

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株 5 0

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2003年 8月30日 ~ 2004年 8月30日	410,920,896	1,217,699,893	1,754,688,731
第4計算期間	2004年 8月31日 ~ 2005年 8月29日	535,960,552	521,596,609	1,769,052,674
第5計算期間	2005年 8月30日 ~ 2006年 8月29日	1,583,306,306	913,074,756	2,439,284,224
第6計算期間	2006年 8月30日 ~ 2007年 8月29日	529,344,672	713,174,272	2,255,454,624
第7計算期間	2007年 8月30日 ~ 2008年 8月29日	420,177,325	379,237,908	2,296,394,041
第8計算期間	2008年 8月30日 ~ 2009年 8月31日	339,869,183	355,811,580	2,280,451,644
第9計算期間	2009年 9月 1日 ~ 2010年 8月30日	239,282,960	367,032,933	2,152,701,671
第10計算期間	2010年 8月31日 ~ 2011年 8月29日	190,584,844	347,219,404	1,996,067,111
第11計算期間	2011年 8月30日 ~ 2012年 8月29日	166,632,263	240,276,273	1,922,423,101
第12計算期間	2012年 8月30日 ~ 2013年 8月29日	124,469,837	368,765,945	1,678,126,993

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株 7 5

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2003年 8月30日 ~ 2004年 8月30日	294,167,167	402,857,974	1,102,823,164
第4計算期間	2004年 8月31日 ~ 2005年 8月29日	207,523,329	299,440,741	1,010,905,752
第5計算期間	2005年 8月30日 ~ 2006年 8月29日	1,044,074,792	356,358,296	1,698,622,248
第6計算期間	2006年 8月30日 ~ 2007年 8月29日	497,278,182	458,933,709	1,736,966,721
第7計算期間	2007年 8月30日 ~ 2008年 8月29日	302,150,890	274,894,632	1,764,222,979
第8計算期間	2008年 8月30日 ~ 2009年 8月31日	273,121,863	211,553,835	1,825,791,007
第9計算期間	2009年 9月 1日 ~ 2010年 8月30日	333,490,942	365,338,272	1,793,943,677

第10計算期間	2010年 8月31日 ~ 2011年 8月29日	153,107,665	285,340,181	1,661,711,161
第11計算期間	2011年 8月30日 ~ 2012年 8月29日	131,525,716	220,427,716	1,572,809,161
第12計算期間	2012年 8月30日 ~ 2013年 8月29日	95,779,655	288,096,802	1,380,492,014

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株100

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2003年 8月30日 ~ 2004年 8月30日	190,818,688	316,662,907	577,066,948
第4計算期間	2004年 8月31日 ~ 2005年 8月29日	82,343,522	264,439,345	394,971,125
第5計算期間	2005年 8月30日 ~ 2006年 8月29日	662,442,144	135,198,410	922,214,859
第6計算期間	2006年 8月30日 ~ 2007年 8月29日	157,634,550	525,484,396	554,365,013
第7計算期間	2007年 8月30日 ~ 2008年 8月29日	112,600,463	89,794,408	577,171,068
第8計算期間	2008年 8月30日 ~ 2009年 8月31日	165,949,471	67,029,041	676,091,498
第9計算期間	2009年 9月 1日 ~ 2010年 8月30日	103,132,506	97,028,206	682,195,798
第10計算期間	2010年 8月31日 ~ 2011年 8月29日	78,359,745	126,030,331	634,525,212
第11計算期間	2011年 8月30日 ~ 2012年 8月29日	65,109,847	80,419,843	619,215,216
第12計算期間	2012年 8月30日 ~ 2013年 8月29日	65,101,776	134,585,980	549,731,012

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・日本株100

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2003年 8月30日 ~ 2004年 8月30日	3,013,850,586	1,103,246,710	3,997,906,096
第4計算期間	2004年 8月31日 ~ 2005年 8月29日	346,968,043	909,147,530	3,435,726,609
第5計算期間	2005年 8月30日 ~ 2006年 8月29日	1,630,266,035	834,675,747	4,231,316,897
第6計算期間	2006年 8月30日 ~ 2007年 8月29日	328,497,323	826,789,874	3,733,024,346

第7計算期間	2007年 8月30日 ~ 2008年 8月29日	271,999,184	263,879,221	3,741,144,309
第8計算期間	2008年 8月30日 ~ 2009年 8月31日	211,893,113	214,059,756	3,738,977,666
第9計算期間	2009年 9月 1日 ~ 2010年 8月30日	92,567,091	277,378,843	3,554,165,914
第10計算期間	2010年 8月31日 ~ 2011年 8月29日	73,696,320	252,451,945	3,375,410,289
第11計算期間	2011年 8月30日 ~ 2012年 8月29日	52,591,068	440,449,389	2,987,551,968
第12計算期間	2012年 8月30日 ~ 2013年 8月29日	119,476,576	286,889,371	2,820,139,173

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

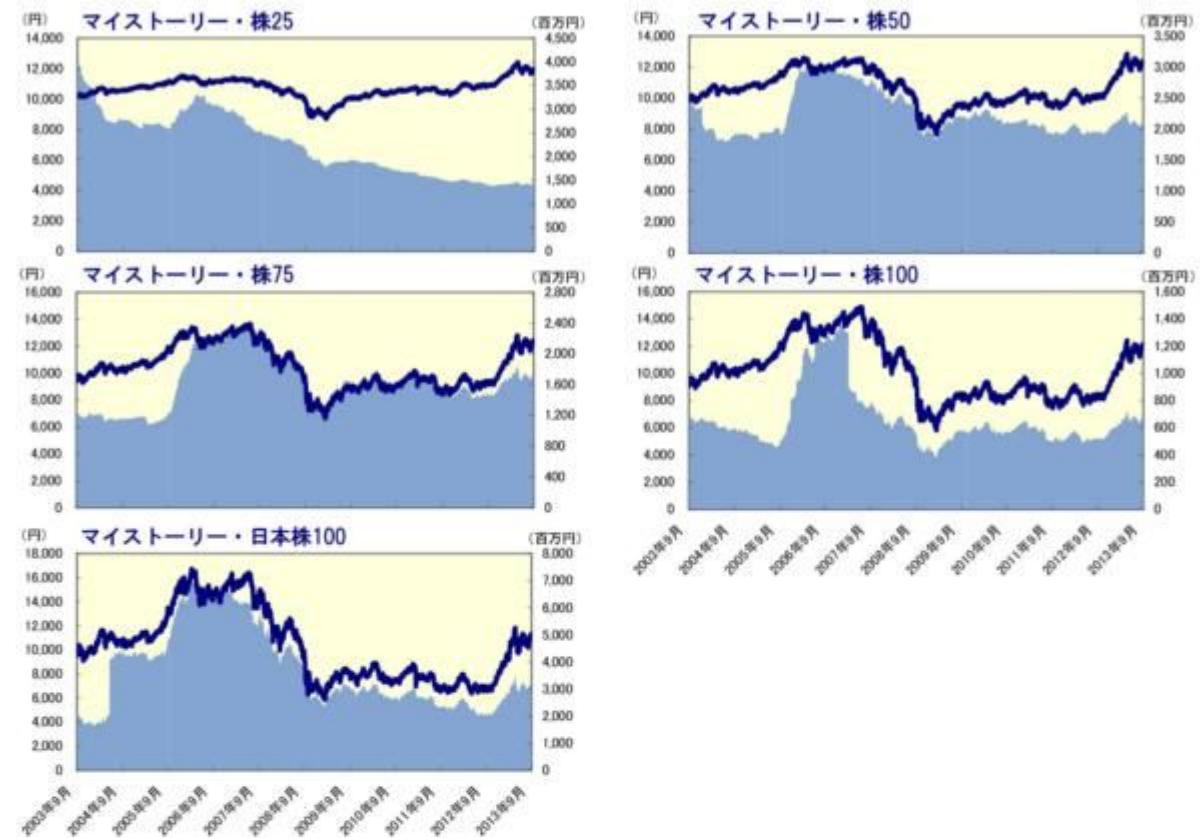
参考情報

運用実績 (2013年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(目次)

■ 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)
 ■ 純資産額(右軸)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

	マイストーリー				
	・株25	・株50	・株75	・株100	・日本株100
2013年8月	190 円	215 円	205 円	155 円	50 円
2012年8月	95 円	10 円	0 円	0 円	0 円
2011年8月	45 円	0 円	0 円	0 円	0 円
2010年8月	40 円	0 円	0 円	0 円	0 円
2009年8月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
設定来累計	765 円	825 円	915 円	995 円	1,355 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

マイストーリー・株25

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	13.3
2	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)	13.0
3	ノムラ－インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	12.2
4	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	9.0
5	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	7.9
6	ノムラモンドリアン海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	6.8
7	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン)－海外債券ファンド F	5.2
8	アイエスジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	3.9
9	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	3.5
10	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	2.8

マイストーリー・株50

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	8.6
2	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)	8.4
3	ノムラ－インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	7.9
4	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	6.9
5	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	5.8
6	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	5.6
7	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)	5.2
8	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	5.1
9	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	5.0
10	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	4.5

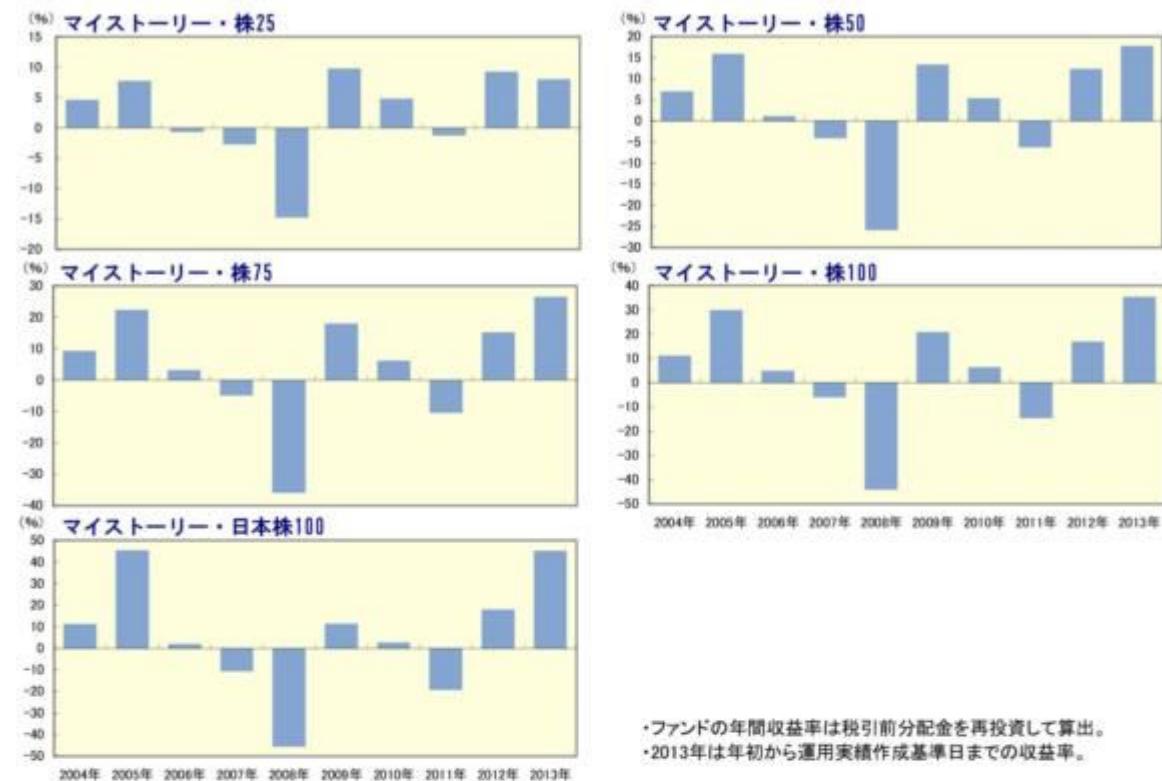
マイストーリー・株75

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	9.2
2	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	7.3
3	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)	6.8
4	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	6.7
5	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	6.0
6	ノムラコロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)	5.6
7	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	4.7
8	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	3.9
9	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3.8
10	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)	3.8

マイストーリー・株100

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	11.7
2	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)	9.3
3	アライアンス・バーンスタン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	8.9
4	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)	8.7
5	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)	7.6
6	ノムラコロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)	7.1
7	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	6.1
8	UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	4.8
9	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)	4.7
10	MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	4.5

年間收益率の推移 (暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2013年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものをお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有するマイストーリーを構成するファンドのいずれかの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

受益権の販売価額は以下の通りとします。

()「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

()「マイストーリー・日本株100」については、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「マイストーリー・日本株100」について、「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」をご換金した場合の手取金をもって、当該解約申込日当日に取得申込みをする場合の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付け

を中止すること、および既に受けた取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受け取り消す場合があります。

<申込手数料>

()「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については取得申込日の翌々営業日の基準価額に、「マイストーリー・日本株100」については取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。また、消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%以内となります。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

一部解約の価額は、「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額とします。「マイストーリー・日本株100」については、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金価額は、上記の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

信託財産の資金管理を円滑に行なうため1日1件10億円を超える一部解約はできません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(平成13年8月30日設定)。

（4）【計算期間】

原則として毎年8月30日から翌年8月29日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、下記「（5）その他（a）ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回ることとなつた場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじ

め、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

()委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30

日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から

起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【ファンドの経理状況】

マイストーリー・株25
マイストーリー・株50
マイストーリー・株75
マイストーリー・株100
マイストーリー・日本株100

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成24年8月30日から平成25年8月29日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【マイストーリー・株25】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年 8月29日現在)	第12期 (平成25年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,727,014	39,878,240
投資信託受益証券	1,381,176,660	1,357,013,718
未収入金	12,535,623	854,770
未収利息	53	85
流動資産合計	<u>1,414,439,350</u>	<u>1,397,746,813</u>
資産合計	<u>1,414,439,350</u>	<u>1,397,746,813</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,228,427	22,285,383
未払解約金	791,509	50,000
未払受託者報酬	228,913	222,335
未払委託者報酬	4,349,234	4,224,247
その他未払費用	15,193	14,758
流動負債合計	<u>17,613,276</u>	<u>26,796,723</u>
負債合計	<u>17,613,276</u>	<u>26,796,723</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1,287,202,881	1,172,914,935
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	109,623,193	198,035,155
(分配準備積立金)	38,758,932	125,665,419
元本等合計	<u>1,396,826,074</u>	<u>1,370,950,090</u>
純資産合計	<u>1,396,826,074</u>	<u>1,370,950,090</u>
負債純資産合計	<u>1,414,439,350</u>	<u>1,397,746,813</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
営業収益		
受取利息	15,617	14,051
有価証券売買等損益	82,579,119	134,971,599
その他収益	115,453	11,203
営業収益合計	82,710,189	134,996,853
営業費用		
受託者報酬	464,184	442,023
委託者報酬	8,819,404	8,398,201
その他費用	30,815	29,337
営業費用合計	9,314,403	8,869,561
営業利益	73,395,786	126,127,292
経常利益	73,395,786	126,127,292
当期純利益	73,395,786	126,127,292
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,272,921	11,212,399
期首剩余金又は期首次損金()	59,872,772	109,623,193
剩余金増加額又は欠損金減少額	7,315,378	13,185,452
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	7,315,378	13,185,452
剩余金減少額又は欠損金増加額	11,459,395	17,403,000
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	11,459,395	17,403,000
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	12,228,427	22,285,383
期末剩余金又は期末欠損金()	109,623,193	198,035,155

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成24年 8月30日から平成25年8月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,287,202,881口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,172,914,935口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0852円 (10,000口当たり純資産額) (10,852円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1688円 (10,000口当たり純資産額) (11,688円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,652,877円	1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,515,192円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	114,210円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,985,977円
収益調整金額	C	79,131,160円
分配準備積立金額	D	10,887,172円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,118,519円
当ファンドの期末残存口数	F	1,287,202,881口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,010円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,863円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	114,892,030円
収益調整金額	C	74,642,028円
分配準備積立金額	D	33,035,909円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	222,592,830円
当ファンドの期末残存口数	F	1,172,914,935口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,897円

10,000口当たり分配金額	H	95円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	12,228,427円

10,000口当たり分配金額	H	190円
収益分配金額	$I=F \times H / 10,000$	22,285,383円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
期首元本額 1,456,645,185円	期首元本額 1,287,202,881円
期中追加設定元本額 110,595,906円	期中追加設定元本額 90,759,992円
期中一部解約元本額 280,038,210円	期中一部解約元本額 205,047,938円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	66,801,833	88,407,295
合計	66,801,833	88,407,295

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年 8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年 8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		12,100,705	
		リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)		27,321,108	
		フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		22,642,011	
		ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)		12,945,953	
		ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)		126,764,733	
		ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)		180,550,944	
		JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)		33,656,142	
		UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)		13,464,315	
		アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)		54,775,850	
		LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)		17,997,780	
		東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)		5,670,834	
		MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)		12,527,662	
		キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)		31,346,837	
		ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)		19,814,858	

	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	43,393,744	
	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	6,014,659	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	183,300,220	
	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	9,467,019	
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	169,641,675	
	シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	4,366,560	
	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	11,706,786	
	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	8,034,892	
	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	116,503,128	
	ノムラ・mondrian海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	96,549,120	
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)	9,691,500	
	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	12,994,317	
	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	33,497,145	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F	72,730,560	
	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	7,542,661	
小計	銘柄数: 29	1,357,013,718	
	組入時価比率: 99.0%	100.0%	
合計		1,357,013,718	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・株50】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年 8月29日現在)	第12期 (平成25年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,172,465	57,156,007
投資信託受益証券	1,919,254,534	1,971,015,538
未収入金	3,218,043	7,175,379
未収利息	64	123
流動資産合計	1,947,645,106	2,035,347,047
資産合計	1,947,645,106	2,035,347,047
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,922,423	36,079,730
未払解約金	1,703,365	1,817,794
未払受託者報酬	308,462	333,994
未払委託者報酬	5,860,621	6,345,858
その他未払費用	30,784	33,332
流動負債合計	9,825,655	44,610,708
負債合計	9,825,655	44,610,708
純資産の部		
元本等		
元本	1,922,423,101	1,678,126,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	15,396,350	312,609,346
(分配準備積立金)	33,883,627	182,085,101
元本等合計	1,937,819,451	1,990,736,339
純資産合計	1,937,819,451	1,990,736,339
負債純資産合計	1,947,645,106	2,035,347,047

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
営業収益		
受取利息	20,519	19,518
有価証券売買等損益	113,322,545	386,581,132
その他収益	100,870	25,296
営業収益合計	113,443,934	386,625,946
営業費用		
受託者報酬	614,417	646,193
委託者報酬	11,673,811	12,277,599
その他費用	61,313	64,493
営業費用合計	12,349,541	12,988,285
営業利益	101,094,393	373,637,661
経常利益	101,094,393	373,637,661
当期純利益	101,094,393	373,637,661
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	8,143,719	52,245,146
期首剰余金又は期首次損金()	83,856,486	15,396,350
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,100,107	15,622,010
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,100,107	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	15,622,010
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,875,522	3,721,799
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,721,799
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,875,522	-
分配金	1,922,423	36,079,730
期末剰余金又は期末欠損金()	15,396,350	312,609,346

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成24年 8月30日から平成25年8月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,922,423,101口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,678,126,993口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0080円 (10,000口当たり純資産額) (10,080円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1863円 (10,000口当たり純資産額) (11,863円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日																																																
1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 3,523,695円	1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 3,663,952円																																																
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>107,311円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>183,899,731円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>35,698,739円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>219,705,781円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,922,423,101口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,142円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	107,311円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	183,899,731円	分配準備積立金額	D	35,698,739円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	219,705,781円	当ファンドの期末残存口数	F	1,922,423,101口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,142円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>41,034円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>190,303,597円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>162,496,476円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>27,820,200円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>380,661,307円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,678,126,993口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>2,268円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	41,034円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	190,303,597円	収益調整金額	C	162,496,476円	分配準備積立金額	D	27,820,200円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	380,661,307円	当ファンドの期末残存口数	F	1,678,126,993口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,268円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	107,311円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	183,899,731円																																															
分配準備積立金額	D	35,698,739円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	219,705,781円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	1,922,423,101口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,142円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	41,034円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	190,303,597円																																															
収益調整金額	C	162,496,476円																																															
分配準備積立金額	D	27,820,200円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	380,661,307円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	1,678,126,993口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,268円																																															

10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	1,922,423円

10,000口当たり分配金額	H	215円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	36,079,730円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p> 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p> 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p> 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
期首元本額 1,996,067,111円	期首元本額 1,922,423,101円
期中追加設定元本額 166,632,263円	期中追加設定元本額 124,469,837円
期中一部解約元本額 240,276,273円	期中一部解約元本額 368,765,945円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	91,044,378	249,802,759
合計	91,044,378	249,802,759

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年 8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年 8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		35,001,945	
		リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)		80,786,040	
		フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		69,470,109	
		ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)		39,711,253	
		ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)		118,807,560	
		ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)		169,020,432	
		JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)		102,462,698	
		UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)		41,368,620	
		アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)		51,472,616	
		LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)		16,915,635	
		東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)		15,094,647	
		MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)		38,273,933	
		キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)		95,179,368	
		ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)		60,467,343	

	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	128,274,316	
	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	17,881,836	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	171,827,660	
	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	28,924,644	
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	158,514,867	
	シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	13,364,320	
	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	35,763,588	
	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	24,086,978	
	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	109,471,964	
	ノムラ・mondrian海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	90,219,000	
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)	29,581,440	
	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	36,550,395	
	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	101,093,685	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F	67,965,280	
	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	23,463,366	
小計	銘柄数: 29 組入時価比率: 99.0%	1,971,015,538 100.0%	
合計		1,971,015,538	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・株75】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年 8月29日現在)	第12期 (平成25年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,475,865	50,611,884
投資信託受益証券	1,438,079,239	1,599,042,707
未収入金	1,599,150	6,573,135
未収利息	47	109
流動資産合計	<u>1,458,154,301</u>	<u>1,656,227,835</u>
資産合計	<u>1,458,154,301</u>	<u>1,656,227,835</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	28,300,086
未払解約金	1,197,632	6,954,206
未払受託者報酬	231,453	266,936
未払委託者報酬	4,397,552	5,071,707
その他未払費用	23,084	26,633
流動負債合計	<u>5,849,721</u>	<u>40,619,568</u>
負債合計	<u>5,849,721</u>	<u>40,619,568</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1,572,809,161	1,380,492,014
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	120,504,581	235,116,253
(分配準備積立金)	49,425,745	148,126,476
元本等合計	<u>1,452,304,580</u>	<u>1,615,608,267</u>
純資産合計	<u>1,452,304,580</u>	<u>1,615,608,267</u>
負債純資産合計	<u>1,458,154,301</u>	<u>1,656,227,835</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
営業収益		
受取利息	15,350	15,391
有価証券売買等損益	99,258,939	418,596,617
その他収益	36,459	23,698
営業収益合計	99,310,748	418,635,706
営業費用		
受託者報酬	462,070	506,988
委託者報酬	8,779,140	9,632,683
その他費用	46,086	50,575
営業費用合計	9,287,296	10,190,246
営業利益	90,023,452	408,445,460
経常利益	90,023,452	408,445,460
当期純利益	90,023,452	408,445,460
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,871,237	52,579,534
期首剩余金又は期首次損金()	219,047,556	120,504,581
剩余金増加額又は欠損金減少額	29,101,160	28,054,994
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	29,101,160	21,380,363
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	6,674,631
剩余金減少額又は欠損金増加額	12,710,400	-
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	12,710,400	-
分配金	-	28,300,086
期末剩余金又は期末欠損金()	120,504,581	235,116,253

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成24年 8月30日から平成25年8月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 平成24年 8月29日現在		第12期 平成25年 8月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数 額	1,572,809,161口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 額	1,380,492,014口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する 額			
元本の欠損 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	120,504,581円 0.9234円 (9,234円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1703円 (11,703円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日		第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日																															
1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,653,151円		1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,874,978円																															
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>45,797円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>215,468,778円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>49,379,948円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	45,797円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	215,468,778円	分配準備積立金額	D	49,379,948円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>36,052円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>135,549,251円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>191,813,957円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>40,841,259円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	36,052円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	135,549,251円	収益調整金額	C	191,813,957円	分配準備積立金額	D	40,841,259円	
項目																																	
費用控除後の配当等収益額	A	45,797円																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																															
収益調整金額	C	215,468,778円																															
分配準備積立金額	D	49,379,948円																															
項目																																	
費用控除後の配当等収益額	A	36,052円																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	135,549,251円																															
収益調整金額	C	191,813,957円																															
分配準備積立金額	D	40,841,259円																															

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	264,894,523円
当ファンドの期末残存口数	F	1,572,809,161口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,684円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	I=F × H/10,000	0円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	368,240,519円
当ファンドの期末残存口数	F	1,380,492,014口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,667円
10,000口当たり分配金額	H	205円
収益分配金額	I=F × H/10,000	28,300,086円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
期首元本額 1,661,711,161円	期首元本額 1,572,809,161円
期中追加設定元本額 131,525,716円	期中追加設定元本額 95,779,655円
期中一部解約元本額 220,427,716円	期中一部解約元本額 288,096,802円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	79,575,547	288,197,915
合計	79,575,547	288,197,915

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年 8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年 8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		37,818,980	
		リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)		86,713,056	
		フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		73,316,988	
		ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)		61,179,841	
		ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)		44,149,476	
		ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF(適格機関投資家専用)		63,384,336	
		JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)		108,930,094	
		UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)		62,690,371	
		アイエヌジー・欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)		19,530,232	
		LM・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)		6,413,133	
		東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)		17,960,148	
		MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)		58,435,993	
		キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)		101,059,424	

	ノムラ - コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)	92,379,802	
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	136,951,240	
	みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)	19,202,127	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドF(適格機関投資家専用)	65,237,148	
	野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	44,165,271	
	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	59,553,711	
	シユローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)	20,476,520	
	ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	54,637,794	
	ノムラ - レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	37,307,384	
	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	40,894,833	
	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	33,898,680	
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)	45,177,300	
	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)	39,181,527	
	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)	107,826,840	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド F	25,532,800	
	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC	35,037,658	
小計	銘柄数: 29	1,599,042,707	
	組入時価比率: 99.0%	100.0%	
合計		1,599,042,707	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・株100】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年 8月29日現在)	第12期 (平成25年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,216,759	16,756,757
投資信託受益証券	506,275,424	612,369,502
未収利息	18	36
流動資産合計	<u>513,492,201</u>	<u>629,126,295</u>
資産合計	<u>513,492,201</u>	<u>629,126,295</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	8,520,830
未払解約金	347,995	23,175
未払受託者報酬	81,992	102,162
未払委託者報酬	1,967,657	2,451,834
その他未払費用	8,144	10,149
流動負債合計	<u>2,405,788</u>	<u>11,108,150</u>
負債合計	<u>2,405,788</u>	<u>11,108,150</u>
純資産の部		
元本等		
元本	619,215,216	549,731,012
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	108,128,803	68,287,133
(分配準備積立金)	16,832,340	47,841,516
元本等合計	<u>511,086,413</u>	<u>618,018,145</u>
純資産合計	<u>511,086,413</u>	<u>618,018,145</u>
負債純資産合計	<u>513,492,201</u>	<u>629,126,295</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
営業収益		
受取利息	5,652	6,413
有価証券売買等損益	34,746,271	194,282,992
その他収益	-	10,789
営業収益合計	34,751,923	194,300,194
営業費用		
受託者報酬	162,596	187,779
委託者報酬	3,902,136	4,506,602
その他費用	16,144	18,654
営業費用合計	4,080,876	4,713,035
営業利益	30,671,047	189,587,159
経常利益	30,671,047	189,587,159
当期純利益	30,671,047	189,587,159
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,647,616	28,976,716
期首剩余金又は期首次損金()	140,589,182	108,128,803
剩余金増加額又は欠損金減少額	17,781,325	24,326,323
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	17,781,325	22,521,078
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	1,805,245
剩余金減少額又は欠損金増加額	12,344,377	-
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	12,344,377	-
分配金	-	8,520,830
期末剩余金又は期末欠損金()	108,128,803	68,287,133

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成24年 8月30日から平成25年8月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 額 619,215,216口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 549,731,012口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 108,128,803円	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.08254円 (10,000口当たり純資産額) (8,254円)
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8254円 (10,000口当たり純資産額) (8,254円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1242円 (10,000口当たり純資産額) (11,242円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日																														
1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 934,523円	1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,066,492円																														
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,759円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>97,812,727円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>16,827,581円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,759円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	97,812,727円	分配準備積立金額	D	16,827,581円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>15,529円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>42,914,684円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>88,398,784円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>13,432,133円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,529円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	42,914,684円	収益調整金額	C	88,398,784円	分配準備積立金額	D	13,432,133円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	4,759円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																													
収益調整金額	C	97,812,727円																													
分配準備積立金額	D	16,827,581円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	15,529円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	42,914,684円																													
収益調整金額	C	88,398,784円																													
分配準備積立金額	D	13,432,133円																													

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	114,645,067円
当ファンドの期末残存口数	F	619,215,216口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,851円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	I=F × H/10,000	0円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,761,130円
当ファンドの期末残存口数	F	549,731,012口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,633円
10,000口当たり分配金額	H	155円
収益分配金額	I=F × H/10,000	8,520,830円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
期首元本額 634,525,212円	期首元本額 619,215,216円
期中追加設定元本額 65,109,847円	期中追加設定元本額 65,101,776円
期中一部解約元本額 80,419,843円	期中一部解約元本額 134,585,980円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	28,932,385	139,463,793
合計	28,932,385	139,463,793

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年 8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年 8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		18,727,010	
		リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)		43,897,808	
		フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		36,405,585	
		ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)		29,540,439	
		JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)		54,284,100	
		UBS海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)		31,338,681	
		東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)		7,897,050	
		MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)		28,294,846	
		キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF(適格機関投資家専用)		50,529,712	
		ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF(適格機関投資家専用)		44,722,899	
		ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)		68,794,960	
		みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)		9,357,852	
		野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)		21,382,161	

	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(適格機関投資家専用)		9,874,380	
	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)		26,445,942	
	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)		17,733,396	
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(適格機関投資家専用)		21,872,970	
	野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)		20,018,943	
	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)		53,889,330	
	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株FC		17,361,438	
小計	銘柄数：20 組入時価比率：99.1%		612,369,502 100.0%	
合計			612,369,502	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・日本株100】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年 8月29日現在)	第12期 (平成25年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,791,417	55,261,635
投資信託受益証券	2,022,883,137	2,866,724,439
未収利息	66	119
流動資産合計	2,048,674,620	2,921,986,193
資産合計	2,048,674,620	2,921,986,193
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	14,100,695
未払受託者報酬	360,326	470,405
未払委託者報酬	8,647,616	11,289,639
その他未払費用	35,968	46,974
流動負債合計	9,043,910	25,907,713
負債合計	9,043,910	25,907,713
純資産の部		
元本等		
元本	2,987,551,968	2,820,139,173
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	947,921,258	75,939,307
(分配準備積立金)	451,172,443	394,923,956
元本等合計	2,039,630,710	2,896,078,480
純資産合計	2,039,630,710	2,896,078,480
負債純資産合計	2,048,674,620	2,921,986,193

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
営業収益		
受取利息	22,142	24,166
有価証券売買等損益	8,381,712	1,061,652,816
その他収益	-	89,743
営業収益合計	8,403,854	1,061,766,725
営業費用		
受託者報酬	725,375	819,755
委託者報酬	17,408,757	19,674,042
その他費用	72,413	81,849
営業費用合計	18,206,545	20,575,646
営業利益	9,802,691	1,041,191,079
経常利益	9,802,691	1,041,191,079
当期純利益	9,802,691	1,041,191,079
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,571,395	90,661,032
期首剩余金又は期首次損金()	1,059,653,414	947,921,258
剩余金増加額又は欠損金減少額	138,883,311	90,015,471
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	138,883,311	90,015,471
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	15,777,069	2,584,258
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	15,777,069	2,584,258
分配金	-	14,100,695
期末剩余金又は期末欠損金()	947,921,258	75,939,307

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成24年 8月30日から平成25年8月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 平成24年 8月29日現在		第12期 平成25年 8月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数 額	2,987,551,968口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 額	2,820,139,173口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 947,921,258円			
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.6827円 (6,827円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0269円 (10,269円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日		第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日																															
1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 4,150,719円		1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 4,670,588円																															
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>296,558,575円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>451,172,443円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	296,558,575円	分配準備積立金額	D	451,172,443円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>109,170円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>297,153,354円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>408,915,481円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	109,170円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	297,153,354円	分配準備積立金額	D	408,915,481円	
項目																																	
費用控除後の配当等収益額	A	0円																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																															
収益調整金額	C	296,558,575円																															
分配準備積立金額	D	451,172,443円																															
項目																																	
費用控除後の配当等収益額	A	109,170円																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																															
収益調整金額	C	297,153,354円																															
分配準備積立金額	D	408,915,481円																															

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	747,731,018円
当ファンドの期末残存口数	F	2,987,551,968口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,502円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	I=F × H/10,000	0円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	706,178,005円
当ファンドの期末残存口数	F	2,820,139,173口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,504円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金額	I=F × H/10,000	14,100,695円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 平成24年 8月29日現在	第12期 平成25年 8月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
期首元本額 3,375,410,289円	期首元本額 2,987,551,968円
期中追加設定元本額 52,591,068円	期中追加設定元本額 119,476,576円
期中一部解約元本額 440,449,389円	期中一部解約元本額 286,889,371円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 平成23年 8月30日 至 平成24年 8月29日	第12期 自 平成24年 8月30日 至 平成25年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,870,424	801,700,709
合計	2,870,424	801,700,709

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年 8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年 8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		151,298,730	
		リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)		337,555,740	
		フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)		286,479,342	
		JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)		424,653,424	
		東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)		71,810,508	
		キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF(適格機関投資家専用)		392,792,587	
		ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)		535,277,708	
		みずほ日本株バリューファンドF(適格機関投資家専用)		76,746,740	
		野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関投資家専用)		166,679,730	
		アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)		423,429,930	
小計		銘柄数：10		2,866,724,439	
		組入時価比率：99.0%		100.0%	
合計				2,866,724,439	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

マイストーリー・株25

平成25年 9月30日現在

資産総額	1,430,953,899円
負債総額	1,290,852円
純資産総額（ - ）	1,429,663,047円
発行済口数	1,192,925,873口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1985円

マイストーリー・株50

平成25年 9月30日現在

資産総額	2,094,888,506円
負債総額	11,162,495円
純資産総額（ - ）	2,083,726,011円
発行済口数	1,681,356,548口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2393円

マイストーリー・株75

平成25年 9月30日現在

資産総額	1,726,832,475円
負債総額	7,201,708円
純資産総額（ - ）	1,719,630,767円
発行済口数	1,385,353,149口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2413円

マイストーリー・株100

平成25年 9月30日現在

資産総額	665,519,429円
負債総額	1,319,977円
純資産総額（ - ）	664,199,452円
発行済口数	548,929,640口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2100円

マイストーリー・日本株100

平成25年 9月30日現在

資産総額	3,213,011,844円
負債総額	7,779,977円
純資産総額(-)	3,205,231,867円
発行済口数	2,840,139,335口
1口当たり純資産額(/)	1.1285円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの

とします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成25年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

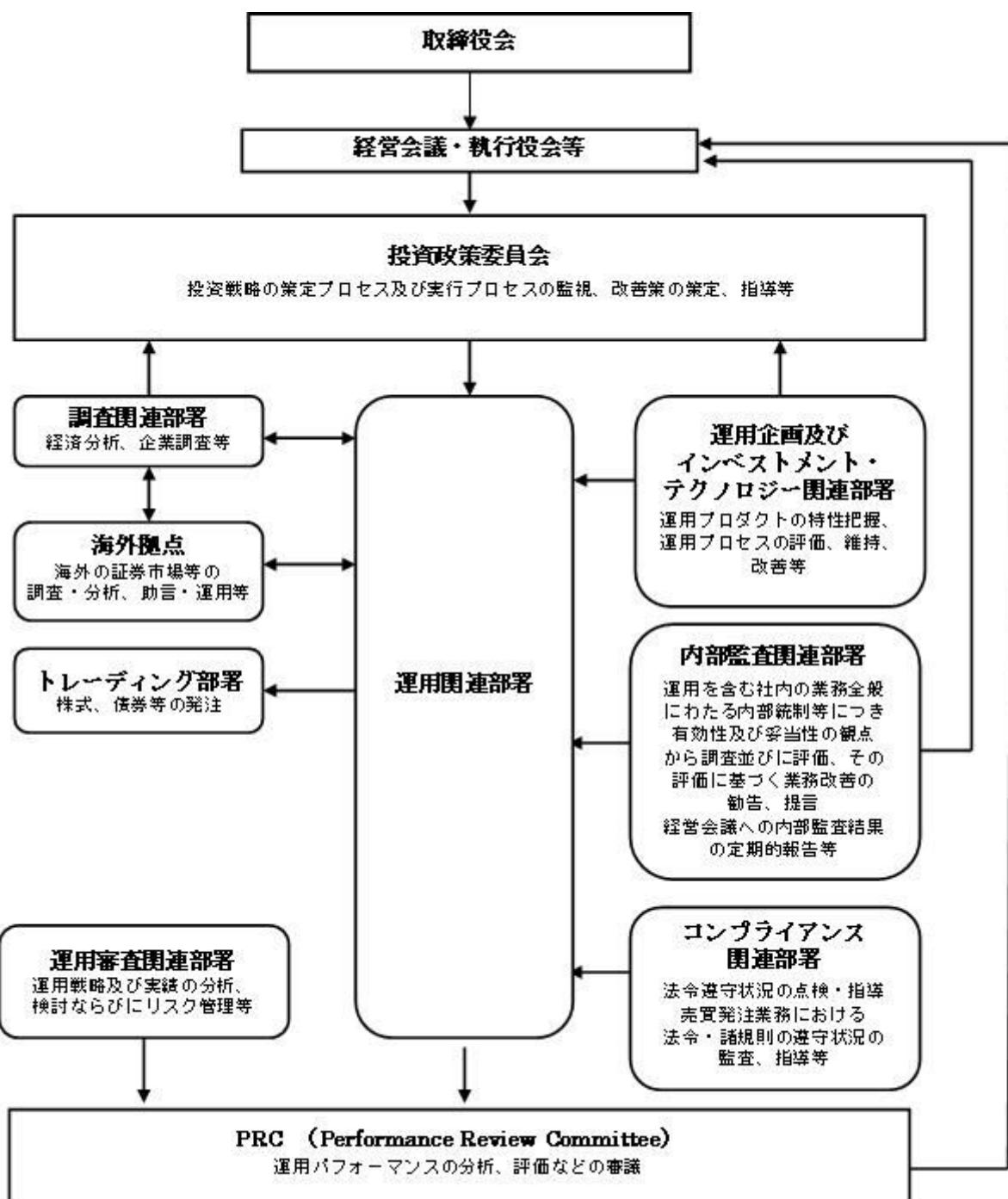
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	781	12,652,988

単位型株式投資信託	42	260,295
追加型公社債投資信託	18	6,094,752
単位型公社債投資信託	10	127,428
合計	851	19,135,463

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)						
		金額(百万円)		金額(百万円)						
(資産の部)										
流動資産										
現金・預金		240		333						
金銭の信託		50,326		51,061						
有価証券		1,800		4,500						
短期貸付金		153		-						
前払費用		37		29						
未収入金		217		271						
未収委託者報酬		8,149		8,651						
未収収益		4,200		4,224						
繰延税金資産		1,402		1,504						
その他		14		12						
貸倒引当金		6		6						
流動資産計		66,535		70,582						
固定資産										
有形固定資産		1,677		1,470						
建物	2	516		485						
器具備品	2	1,161		985						
無形固定資産		9,754		8,458						
ソフトウェア		9,753		8,457						

電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,505		21,443
投資有価証券		6,691		9,061	
関係会社株式		14,429		12,092	
従業員長期貸付金		29		29	
長期差入保証金		57		55	
長期前払費用		23		19	
その他		273		184	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			32,937		31,373
資産合計			99,472		101,956

区分	注記 番号	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			-		3,000
関係会社短期借入金			8,500		2,000
預り金			93		102
未払金	1		6,276		6,481
未払収益分配金		4		3	
未払償還金		50		42	
未払手数料		3,610		3,764	
その他未払金		2,610		2,671	
未払費用	1		6,760		6,979
未払法人税等			856		763
前受収益			6		-
賞与引当金			2,816		3,109
流動負債計			25,310		22,436
固定負債					
退職給付引当金			2,437		813
時効後支払損引当金			489		495
繰延税金負債			7		1,640
固定負債計			2,934		2,948
負債合計			28,244		25,385
(純資産の部)					
株主資本			68,521		71,942
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			39,611		43,032
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,926		42,347	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		14,320		17,740	
評価・換算差額等			2,705		4,628
その他有価証券評価差額金			2,693		4,659
繰延ヘッジ損益			12		30

純資産合計		71,227		76,570
負債・純資産合計		99,472		101,956

(2)【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		78,412	74,067
運用受託報酬		17,784	17,516
その他営業収益		129	163
営業収益計		96,325	91,747
営業費用			
支払手数料		40,671	37,925
広告宣伝費		952	768
公告費		0	0
受益証券発行費		5	5
調査費		19,308	16,591
調査費		1,108	1,138
委託調査費		18,200	15,453
委託計算費		931	903
営業雑経費		2,523	2,616
通信費		213	199
印刷費		1,085	1,057
協会費		76	76
諸経費		1,147	1,282
営業費用計		64,393	58,810
一般管理費			
給料		9,635	10,039
役員報酬	2	252	229
給料・手当		6,602	6,696
賞与		2,780	3,114
交際費		140	122
旅費交通費		473	446
租税公課		224	289
不動産賃借料		1,309	1,242
退職給付費用		1,039	1,067
固定資産減価償却費		4,354	4,106
諸経費		6,204	6,273
一般管理費計		23,381	23,589
営業利益		8,550	9,347

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)

営業外収益					
受取配当金	1	4,116		3,002	
収益分配金		9		0	
受取利息		3		2	
金銭の信託運用益		377		1,016	
為替差益		55		43	
その他		360		331	
営業外収益計			4,924		4,396
営業外費用					
支払利息	1	54		56	
時効後支払損引当金繰入額		38		9	
その他		11		78	
営業外費用計			104		145
経常利益			13,370		13,598
特別利益					
投資有価証券等売却益		36		59	
株式報酬受入益		177		160	
固定資産売却益		-		10	
特別利益計			214		230
特別損失					
投資有価証券売却損		136		60	
投資有価証券等評価損		1		9	
関係会社株式評価損		-		2,916	
固定資産除却損	3	82		118	
特別損失計			221		3,105
税引前当期純利益			13,363		10,723
法人税、住民税及び事業税			3,625		3,765
法人税等調整額			1,228		446
当期純利益			8,509		6,510

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

株主資本	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
資本金				
当期首残高		17,180		17,180
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		17,180		17,180
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		11,729		11,729
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		11,729		11,729

資本剩余金合計		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剩余金		
利益準備金		
当期首残高	685	685
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剩余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,606
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剩余金		
当期首残高	14,077	14,320
当期変動額		
剩余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	14,320	17,740
利益剩余金合計		
当期首残高	39,369	39,611
当期変動額		
剩余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	39,611	43,032
株主資本合計		
当期首残高	68,279	68,521
当期変動額		
剩余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	68,521	71,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,694	2,693
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	1,965
当期変動額合計	0	1,965
当期末残高	2,693	4,659
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	69	12
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	82	43

当期変動額合計	82	43
当期末残高	12	30
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,624	2,705
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	81	1,922
当期末残高	2,705	4,628
純資産合計		
当期首残高	70,903	71,227
当期変動額		
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	324	5,342
当期末残高	71,227	76,570

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法
2 . デリバティブ取引等の評価基準 及び評価方法	時価法
3 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 . 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38~50年 附属設備 8~15年 構築物 20年 器具備品 4~15年 (2)無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
5 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

	<p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 . リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7 . ヘッジ会計	<p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8 . 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9 . 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成24年3月31日)	当事業年度末 (平成25年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	未払金 2,320百万円 未 払 費 1,267	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	未払金 2,368百万円 未 払 費 1,584
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 477百万円 器具備品 2,303 合計 2,780		2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 518百万円 器具備品 2,524 合計 3,043	

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支 払 利 息 54	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支 払 利 息 44
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソ フ ト ウ エ 53 合計 82	3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソ フ ト ウ エ 89 合計 118

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年7月19日

効力発生日 平成23年7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,090百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	600円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月1日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,090百万円
1株当たり配当額	600円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 184百万円	取得価額相当額 - 百万円
減価償却累計額相当額 163	減価償却累計額相当額 -
減損損失累計額相当額 -	減損損失累計額相当額 -
期末残高相当額 21	期末残高相当額 -
未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高	未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
1年以内 22百万円	1年以内 - 百万円
1年超 -	1年超 -
合計 22	合計 -
リース資産減損勘定期末残高 - 百万円	リース資産減損勘定期末残高 - 百万円
支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 75百万円	支払リース料 22百万円
リース資産減損勘定の	リース資産減損勘定の
取崩額 -	取崩額 -
減価償却費相当額 70	減価償却費相当額 21
支払利息相当額 1	支払利息相当額 0
減損損失 -	減損損失 -
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってあります。	(同左)
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によってあります。	(同左)
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
未経過リース料	未経過リース料
1年以内 15百万円	1年以内 3百万円
1年超 24	1年超 2
合計 40	合計 6

金融商品関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)短期借入金	-	-	-
(8)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(9)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
その他未払金	2,610	2,610	-
(10)未払費用	6,760	6,760	-
(11)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(12)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326	-	-	-

短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)短期貸付金	-	-	-
(4)未収委託者報酬	8,651	8,651	-

(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(6)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(9)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(10)未払費用	6,979	6,979	-
(11)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(12)デリバティブ取引(＊)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7)短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(1)	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

(1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5 . 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 . 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2 . 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3 . 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4 . その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(1)	644	645	0
譲渡性預金	4,500	4,500	-
小計	5,144	5,145	0
合計	12,678	5,427	7,250

(1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5 . 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	-
投資信託	708	-	60
合計	730	6	60

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 . ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308	-	10	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
合 計			1,462	-	(*1) 10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 . ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	647	-	3	先物為替相場によつている
	合 計		647	-	3	-

退職給付関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																			
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。																			
2. 退職給付債務に関する事項(平成24年3月31日)																			
<table> <tbody> <tr> <td>イ. 退職給付債務</td> <td>13,948百万円</td> </tr> <tr> <td>口. 年金資産</td> <td>9,508</td> </tr> <tr> <td>八. 未積立退職給付債務(イ+口)</td> <td>4,440</td> </tr> <tr> <td>二. 会計基準変更時差異の未処理額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識数理計算上の差異</td> <td>2,575</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)</td> <td>572</td> </tr> <tr> <td>ト. 貸借対照表計上額純額(八+二+ホ+ヘ)</td> <td>2,437</td> </tr> <tr> <td>チ. 前払年金費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ. 退職給付引当金(ト-チ)</td> <td>2,437</td> </tr> </tbody> </table>		イ. 退職給付債務	13,948百万円	口. 年金資産	9,508	八. 未積立退職給付債務(イ+口)	4,440	二. 会計基準変更時差異の未処理額		ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575	ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	572	ト. 貸借対照表計上額純額(八+二+ホ+ヘ)	2,437	チ. 前払年金費用		リ. 退職給付引当金(ト-チ)	2,437
イ. 退職給付債務	13,948百万円																		
口. 年金資産	9,508																		
八. 未積立退職給付債務(イ+口)	4,440																		
二. 会計基準変更時差異の未処理額																			
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575																		
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	572																		
ト. 貸借対照表計上額純額(八+二+ホ+ヘ)	2,437																		
チ. 前払年金費用																			
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	2,437																		
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																			
<table> <tbody> <tr> <td>イ. 勤務費用</td> <td>543百万円</td> </tr> <tr> <td>口. 利息費用</td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>二. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>ト. 退職給付費用(イ+口+ハ+二+ホ+ヘ)</td> <td>869</td> </tr> <tr> <td>チ. その他(注)</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,039</td> </tr> </tbody> </table>		イ. 勤務費用	543百万円	口. 利息費用	272	ハ. 期待運用収益	186	二. 会計基準変更時差異の費用処理額		ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40	ト. 退職給付費用(イ+口+ハ+二+ホ+ヘ)	869	チ. その他(注)	170	計	1,039
イ. 勤務費用	543百万円																		
口. 利息費用	272																		
ハ. 期待運用収益	186																		
二. 会計基準変更時差異の費用処理額																			
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280																		
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40																		
ト. 退職給付費用(イ+口+ハ+二+ホ+ヘ)	869																		
チ. その他(注)	170																		
計	1,039																		
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。																			
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項																			
<table> <tbody> <tr> <td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>口. 割引率</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>二. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしてあります。)</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしてあります。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしてあります。)</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数</td> <td>該当はありません。</td> </tr> </tbody> </table>		イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	口. 割引率	1.8%	ハ. 期待運用収益率	2.5%	二. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしてあります。)	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしてあります。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしてあります。)	ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。						
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																		
口. 割引率	1.8%																		
ハ. 期待運用収益率	2.5%																		
二. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしてあります。)																		
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしてあります。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしてあります。)																		
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。																		

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)

イ. 退職給付債務	15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	2,752
二. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	813
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	813

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	237
二. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用收益率	2.5%
二. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしてあります。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしてあります。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしてあります。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成24年3月31日)	当事業年度末 (平成25年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 の内訳			
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円		
賞与引当金	1,070	賞与引当金	1,181		
関係会社株式評価減	-	関係会社株式評価減	1,050		
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	776		
投資有価証券評価減	501	投資有価証券評価減	501		
ゴルフ会員権評価減	430	ゴルフ会員権評価減	408		
退職給付引当金	877	退職給付引当金	292		
減価償却超過額	243	減価償却超過額	208		
未払事業税	166	未払事業税	184		
時効後支払損引当金	176	時効後支払損引当金	178		
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	172		
未払社会保険料	80	未払社会保険料	90		
繰延ヘッジ損失	-	繰延ヘッジ損失	18		
その他	68	その他	124		
繰延税金資産小計	4,564	繰延税金資産小計	5,189		
評価性引当金	1,650	評価性引当金	2,704		
繰延税金資産計	2,913	繰延税金資産計	2,485		
繰延税金負債		繰延税金負債			
有価証券評価差額金	1,511	有価証券評価差額金	2,620		
繰延ヘッジ利益	7	繰延ヘッジ利益	-		
繰延税金負債計	1,518	繰延税金負債計	2,620		
繰延税金資産(純額)	1,394	繰延税金負債(純額)	135		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳			
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	38.0%		
(調整)		(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	10.1%		
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%		
タックスヘイブン税制	4.2%	タックスヘイブン税制	2.1%		
外国税額控除	0.0%	外国税額控除	0.0%		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- %		
関係会社株式評価減	- %	関係会社株式評価減	10.3%		
その他	0.3%	その他	1.6%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%		
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正					
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。					
この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。					

セグメント情報等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(* 1)	90,500	関係会社 短期 借入金	8,500
							資金の返済	90,000		
							借入金利息の支払	54	未払費用	2
							金銭信託の 移管(* 2)	9,258	-	-
							株式交換(* 3)	8,267	-	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェア開発の委託等(* 4)	5,887	未払費用	478

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(* 5)	33,134	未払 手数料	2,987
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (* 6)	2,126	未払費用	787

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (* 2) 謙譲代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。
- (* 3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。
- (* 4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (* 5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株式会社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

		(百万円)
(株)野村総合研究所		
流動資産合計		166,580
固定資産合計		229,654
流動負債合計		72,440
固定負債合計		74,932
純資産合計		248,861
売上高		320,289
税引前当期純利益		62,962
当期純利益		41,340

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (* 1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都 千代田 区	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券 株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都 中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託 銀行株式 会社	東京都 千代田 区	30,000 (百万円)	信託銀行業		資産の賃貸借及び購入等役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)	
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	173,316
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,842
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,316
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,113
当期純利益	21,544

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1 株当たり純資産額	13,828円81銭
1 株当たり当期純利益	1,652円20銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益	8,509百万円
普通株式に係る当期純利益	8,509百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳
該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株
	普通株式の期中平均株式数
	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成25年9月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成25年9月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

* 平成25年9月末現在

2 【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3 【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年11月22日	有価証券届出書
平成24年11月22日	有価証券報告書
平成25年 5月21日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 5月21日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 岩部俊
業務執行社員 夫

指定有限責任社員 森重俊
業務執行社員 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株25の平成24年8月30日から平成25年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株25の平成25年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年10月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 岩部俊
業務執行社員 夫

指定有限責任社員 森重俊
業務執行社員 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株50の平成24年8月30日から平成25年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株50の平成25年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年10月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 岩部俊
業務執行社員 夫

指定有限責任社員 森重俊
業務執行社員 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株75の平成24年8月30日から平成25年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株75の平成25年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年10月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 岩部俊
業務執行社員 夫

指定有限責任社員 森重俊
業務執行社員 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株100の平成24年8月30日から平成25年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株100の平成25年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年10月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊
業務執行社員 夫

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊
業務執行社員 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・日本株100の平成24年8月30日から平成25年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・日本株100の平成25年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田満雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。